

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（４）				(13.3定)	
日 時	平成13年 9月25日（火）	開 議		午後 1時00分	
		閉 会		午後 6時 4分	
場 所		第 2 委 員 会 室			
議 題		付 託 案 件			
出 席 委 員		北野委員長、前田副委員長、横田・成田・中村・大畠・中島・小林・佐々木（勝）・佐々木（政）・高橋・佐野 各委員			
説 明 員		市長、収入役、水道局長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほかに関係理事者			
別紙のとおり、会議の概要を記録する。					
委員長					
署名員					
署名員					
書 記					
記録担当					

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、中島委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

斉藤裕敬委員が大島委員に、新谷委員が中島委員に、渡部委員が佐々木勝利委員に、斉藤陽一良委員が佐野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○総務部長

21日の予算特別委員会で、斉藤裕敬委員からご質疑がありました環境部の情報公開の件でございますけれども、公開書類の一部が漏れていたということがわかりました。条例の目的の趣旨からいきまして、一部達成しないこととなりますので、非常に遺憾に思っておりまして、大変申しわけないことと思っております。

今後、情報公開に当たりましては、担当部と緊密な連携のもとに、以後このようなことがないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

以上でございます。

○環境部長

本年の2月26日の情報公開に係る手続において公開漏れがあったことは、これは、本来あってはならないことであり、まことに申しわけなく、深く反省をしており、ここにおわびを申し上げます。

今後は、この責任の重さを十分受け止め、適切な事務執行に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

○大島委員

ただいま、総務部長と環境部長から、情報公開に基づいての一部資料の不手際があったということでお話がございましたけれども、ご承知のように、私たち市民クラブは、たびたびこの情報公開条例に基づいて資料を閲覧し、また活動の資料として使っております。今のようなことがあれば、果たして、今までいただいていた資料について、その信憑性についてちょっと疑わざるを得ませんが、この点については、今後、このようなことのないように十分気をつけるということでございますので、ぜひ、これを確実なものにしていきたいと強く要望いたします。

◎職員の再任用について

総務部にお尋ねいたしますけれども、職員の再任用について、何点かお尋ねいたします。

先日、議会が始まる前に、再任用に当たって、資料をいただきまして、説明があったわけでございますけれども、これによりますと、平成13年から3カ年で60人以上の職員の削減に努める、このように言われております。職員は削減するが、その分、嘱託を増やすというようなことでは、真の意味で職員を減らしたことになるのかどうか。この点について、私も疑問に思っております。

そしてまた、これらのことを市民の方々にお話しますと、広報おたる、あるいはまたお知らせ版等で新聞に折込みが入って、職員を何人減らしました、削減しました、そういう数字も入ってくるわけでございますけれども、嘱託の数が入ってきていない。

現在、嘱託、あるいはまた臨時職員を合わせて、4月1日の現在でどの程度の人数になるのか、お聞かせください

い。

○（総務）職員課長

今年の4月1日現在で、嘱託員 640名、臨時職員 175名、以上のようになっております。

○大島委員

そうしますと、815名の臨時・嘱託職員がいるということでございます。この数は表には出てこないのですね。

そういう意味で、先ほども申しましたように、13年度から60人削減すると言うけれども、実際には、嘱託を増やすという関係でございます。結局は、そのことが、新規職員採用の関係にも結びついてくるのではないのか。

今、再任用で、来年度の退職予定者はどのくらいの数になりますか。

○（総務）職員課長

来年度3月31日に退職を予定している者は55名でございます。

○大島委員

55名ですね。そうすると、現在、市職員のOBは、どのくらい嘱託で勤めておられるのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

嘱託職員として、市のOB、これは定年でやめた後、嘱託として使っている者もございますし、途中で事情があってといいますか、若くして退職した方が含まれておりますけれども、現在、47名嘱託としてここへ来ています。

○大島委員

そのうち、来年の退職予定者はどのくらいいますか。

○（総務）職員課長

この中で嘱託職員ということになりますと、職種によりまして、年齢で雇用の最終年度を決めている関係がございますけれども、そういった中であれば、今言いました47名のうち、65歳でやめる者がこの中に10名弱ぐらいいるのではないかというふうに思っておりますが、正確につかんでございません。というのは、1年限りの雇用で続けてございますので、本人の希望等もあるかと思っておりますけれども、そういった意味合いで、退職するのは10名弱だというふうに思います。

○大島委員

そうしますと、47名中、はっきりした数字ではないが、10名程度の退職者がいるのではないかと。そうしますと、残るのはおよそ37名です。また、13年度末で退職予定者が、55名ですか。この再任用制度で、どうするかということで意思を聞いた場合に、全員ということはありませんけれども、大方の方々はやはり希望するのではないのか。

と申しますのは、今までのOBの退職者とは待遇が違います。そうすると、どのくらいを見込んでいるかと聞きたいところでございますが、退職者の意識をまだ調査をしていないということで難しいかと思っておりますけれども、大体どのくらいを予定されているのか。大体の数で結構ですけれども、もしつかんでいるのであれば、お聞かせください。

○（総務）職員課長

再任用に当たりましては、私どもの方でまだ本人の意思を直接確認をしてございませんので、今現在で何人が希望しているかというのは、正直なところ、正確な数字は私どももつかんでおりません。およそということですが、再任用制度の中で、どの程度残るかも含めまして、未知数な部分がございますので、どの程度の人数になるかは、今のところ申し上げられないということでございます。

○大島委員

そういうことであればやむを得ないと思います。

しかし、結局は、民間の希望者といいますか、そういう方々も役所に勤めたいと。もし、そういう採用のチャン

スがあるのであればぜひ応募してみたいということは、狭まるのではないか、民間の窓口が。

どう見ても、この制度については公務員優先ではないのか、このように考えざるを得ません。今パートさんが1カ月びっちり働いて、時給で634円から700円程度でございます。最低賃金法でいきますと、その業種によって違いますけれども、630何円かです。まだ40円までいっていないと思います。小樽市内で700円もらえるということになれば、これはいい方ですよ。それから見ますと、この再任用制度の報酬についても、非常に格差があり過ぎる、このように感じております。どなたに聞いても、市民の方々は、公務員優先だと、そういう答えが返ってきております。道内でも、主要何都市かでまだこの制度を採用していないといいますが、そういうふうに聞いております。

私は、この制度にはどうも納得しかねるものがございます。あまりにも民間との格差が大きい。そして、もう1点は、民間の就職の場を狭めるおそれがある。もう1点、新規採用の間口も狭める。そのような考えを持っておりますが、これはどうしても実施する予定でいるのかどうなのか、もう一遍、確認をさせてください。

○委員長

この際、大島委員に申し上げますが、議案第29号、再任用の条例については、総務常任委員会に付託して審議することになっておりますので、条例の外回りにかかわることはこれまでも認めてはいますが、条例そのものについて、再任用そのものについての直接の質問は、総務常任委員会の方に譲っていただきたいと思います。これはご承知かと思うのですが、その点を踏まえて、質問をお願いいたします。

それでは、理事者の方。

○総務部長

確かに、今、委員のご指摘のありました再任用制度そのものというのは、やはり、国の法律から始まって以来、各市町村で実施するようという今いろいろ始まっていますので、公務員にかかわる制度になります。それはご指摘のとおりでございます。

今、民間との格差の関係だとか、いろいろなお話がございました。確かに、小樽市内の例えばパートの労働者だとか、そういう方たちと比較しますと、時間給だとか高いというふうに言われる面もあるかと思います。

この制度は、国の方でもいろいろな進め方をしてきた経緯を見ますと、やはり、公務員として30年、40年の長い期間を勤務した後の、年金制度にかかわる60歳代前半の生活の関係だとか、あるいは年金制度そのものを国として成り立たせていくための制度ということで、民間もはかどりながら、公務員にもこれを導入しようということで始め、今進めている制度であります。こういうことからいくと、確かにそういう面ではいろいろなご意見、ご指摘もあろうかと思います。

そういう面で、私たちも今これからこれを進める段階で、いろいろご説明申し上げましたけれども、小樽市の職員を再任用で採用するに当たっては、市民のサービス向上に向けたことを優先的に考えていこうということもありますし、また、市の嘱託職員、OBのご指摘もございましたけれども、いわゆるOBが勤務している嘱託の職場についても、我々も、できればこれから、民間でいろいろな事情により倒産だとかリストラの関係で失業者も大勢おられるという状況にもありますので、市としても、そういった方たちを採用していく場を設けていこうということも考えております。また、今後の報酬だとか、そういうこともまだちゃんと決めているわけではございませんので、これから民間の状況だとか、あるいは民間で再雇用をしている方たちの状況なんかもいろいろと調べながら、できる限り市民の理解の得られるような方向に持っていこうと、これから努力していきたいというふうに思っております。

○大島委員

ただいま、委員長の方から総務常任委員会ということでございましたが、市民クラブは総務常任委員会に所属している議員がいないものですから、質問をさせていただきました。

いずれにしても、民間の窓口をできるだけ多く広げていただきたい、そのように強く要望いたします。

◎おたる自然の村のパークゴルフ場について

次に、経済部にお尋ねいたします。

おたる自然の村のパークゴルフ場について、何点か質問をいたします。

新旧合わせてそれぞれ二つのコースがありますが、いつオープンしたのか、その時期についてお聞かせください。

○（経済）副参事

旧コースの方は平成８年に完成しており、平成９年６月、９ホールでスタートしました。新しいコースの方は、10年に完成いたしまして、翌年11年６月末にご利用いただいております。

○大島委員

オープン以来の利用状況については、どのようになっていますか。

○（経済）副参事

平成９年 4,931名、平成10年が 7,191名、これは９ホールで開放しております。11年以降は18ホールで、1万 2,592名、12年は1万 3,604名、今年13年は、昨日現在で、これは９ホールしか開放しておりませんけれども、7,700名、去年同期は1万 1,000名で29%落ちております。

○大島委員

パークゴルフは、市民に大変人気のある競技でございます。今のお答えにありますように、平成13年度はなぜ減ったのか。極端に落ち込んでいる。話によりますと、平成11年度にオープンした新コースが、今年は利用できないということで、市民からどうしてなのだろうか、オープンしたばかりのコースが、なぜ今年は使用できないのか、そういう相談がございました。

新コースについては、なぜ今年は利用できないのか、その点についてお聞かせください。

○（経済）副参事

新コースの方は、11年にスタートしたということでもあります。自然の村のパークゴルフ場は、18ホールあるわけで、規模的には多少小さいかな、狭いかなということもありますけれども、私どもは、このパークゴルフ場の維持管理について常日ごろ努力してございます。

今年の場合、６月の下旬に、雪が解け、新コースの傷みが少しひどいということもありまして、今年度ご利用する皆さんには迷惑をかけているわけですが、新コースの養生を今しているというわけでもあります。利用される方には、両コースを使用できないという話で、少し小さくしてしまったわけでもあります。

端的に、この原因というのを申し上げますと、私ども、それと自然の村の公社の肥料のまき方の関係、水の関係、いわゆる維持管理の仕方にももう少し工夫が必要であったのかと私は思っております。

○大島委員

維持管理に問題があったのではないかとということでございますけれども、その維持管理はどこがしているのですか。どこに委託しているのですか。

○（経済）副参事

委託先は、財団法人おたる自然の村公社であります。

○大島委員

契約書を資料要求で出していただきました。委託料金の額は 7,400万円と委託契約書に書かれております。そして、今、管理に問題があったということになれば、これは管理をする方の責任ではないのですか。この委託業務の範囲ということで、「第２条（２）施設の維持管理、補修及び保全に関する事」と、これはコースの芝ももちろん含まれているということだと思います。

今、肥料のまき方や、あるいは水の問題、これらがまずかったために、それらが原因ではないのかという答弁でございました。管理者をこの契約書で見ますと、受託者氏名は財団法人おたる自然の村公社、理事長に小坂助役と

なっています。

日ごろ、この管理についてはどのように指導をしているのか、お聞かせください。

○（経済）副参事

パークゴルフ場の管理は、私どもはただ単に自然の村公社の職員に任せているわけではなくて、小樽市経済部の農政課も一緒になり、その辺の維持管理は常日ごろやっているということであります。

それから、パークゴルフ場の自然の村公社の管理は、あそこに総務課と指導課とあるわけですが、指導課の職員が中心になり、それと臨時職員になりますが、シルバー人材センターから派遣になっている職員２人がおまして、ふだんの維持管理をしているということであります。

それから、今回は雪の関係もありますし、それから寒さの関係もありますし、大きく傷みが出た部分につきましては、自然条件も一つ入っているのかなと私は思っております。

○大島委員

先ほどの答弁の中で、肥料のまき方だとか、水のやり方、これらに問題があったのではないかと答弁しております。そしてまた、委託者の市側からもいらっしゃっている。

しかし、それを指導するのはあなたではないのですか。その責任をどう感じておりますか。そしてまた、今年どのくらいの費用をかけているのですか。お聞かせください。

○（経済）副参事

私の責任と、これは、私は自然の村公社の事務局長も仰せつかっておりますので、責任は感じております。

それから、ふだんから、自然の村公社の維持管理には、公社自体の管理費などで50万を超える額を計上しておりますし、私ども小樽市としても、この辺の自然の村全体にはなりますけれども、パークゴルフ場の維持管理ということで、今年の場合約80万円の予算を計上して使用してございます。

それと、パークゴルフ場というのは、年々、利用者も多いわけですし、来年以降も多くなるわけでありまして。今年の場合、8月の下旬に傷みの部分がありました場所、約450平米ですが、その予算を使いながら、来年に向けて、両コースともよい条件になるよう私どももさらに努力してまいりたいと思います。

○大島委員

いずれにしても、多額の造成費、あるいはまた、今年度も80万円以上のお金を使って、コースを手直ししなければならないような状況にあることには、やはり、管理上の問題があります。楽しみにしていた市民の気持ちを考えてやってください。

助役にお尋ねしますが、理事長ということでございますので、この点についてはどのように感じているのか。そしてまた、管理については、これからも十分な指導が必要だと思っておりますが、それらについて理事長はどのように考えておりますか。

○助役

今いろいろご答弁させていただきましたけれども、やはり、新しくつくったコースの芝の養生といいますか、十分な養生をしたのかどうかという一つの反省もあります。それからまた、今後に向けてどういった維持管理がいいのかということもあわせて今検討しなければならないのです。

いずれにしても、今年度は、シーズン当初から、せっかく新しくつくったコースが使えない。無理して使うと、全く最初から手を入れなければならない状態になるということで、しばらく休ませて、そして、悪い部分の芝の張りかえ等をやりながらと。本当は、9月以降にも利用させてくれというような希望が多かったのですけれども、今年無理をして利用させますと、来年の春にまた同じようなことになるだろうということで、今年度は思い切って十分養生しまして、来年からのオープンに合わせて整備しようというふうにさせていただきました。

いずれにしても、この利用を楽しみにしている市民の方々には大変ご不便をかけて、不評をかったわけであ

りますけれども、そういった点については、これから、維持管理の体制はどういった維持管理がいいのかといったことも含めて、来年以降の施設の運営について十分協議をしていきたい、検討していきたいなというふうに思っております。

○大島委員

市民の期待を裏切らないようにしていただきたい、これも強く要望いたします。

◎高島漁港について

水産課にお尋ねいたします。

資料をいただきました。高島漁港の用地について、資料をいただきました。この資料を見ますと、貸していないところに、言葉が妥当かどうかはわかりませんが、許可をしていないということですから、私は不法だと思っております。無許可で不法に占拠をされている場所がございますが、この点についてはご承知しておりますか。

○（経済）水産卸売市場場長

今、大島委員からご指摘がありました。私どもは指定承認という言葉を使ってございますけれども、指定承認を受けていないトラック、あるいは場所でトラック等が占有という部分、あるいは一時的に置いてあるという部分は承知してございます。

○大島委員

この場所の埋立てについては、漁業関連用地ということで、当時、埋立てをした場所でございます。多額の費用を投入しております。この場所について、許可はどのようになっているのだということでお尋ねをしたのは、たしか６月ごろだったと思いますけれども、その後、一向に改善されておられません。この点についてはどのような対応をしているのか、お聞かせください。

○（経済）水産卸売市場場長

大島議員からお話が合ったのは６月中過ぎかと記憶してございます。私の方での水産市場の管理は、図面に赤枠でお示ししている枠内についてすべてでございまして、これらの中で、今、委員がご指摘の指定承認を受けていない車、あるいはそれらに付随する物件のほかに、私どもは、市場の中で指定承認にしていない者については、今現在、トラックに限らず、物件についても調査・指導をしていくということで、６月から、私自身は大島委員がご指摘の前から追跡調査をしてございます。

ただ、トラックにつきましては、看板をしょっているトラック、あるいはそうではないトラック等がございまして、常時いる者、いない者というような形での調査、追跡をしてきてございます。

それらと同様に、既に資料でお示ししてございます各貸付面積につきましても、トラックの大型化、あるいは台数の増というような形の中で、それぞれ貸付面積、指定承認面積を見直し、あるいは変更する必要があるということで、各市場関係業者の方には指導をしてきてございます。

ただ、委員がおっしゃられましたように、時間がかかっているのはご指摘のとおりでございまして、端的に、現在整理できているものについては、資料の５番目の小樽機船漁友会 150平米ということでございますけれども、これにつきましては、８月１日に 306平米に面積変更と。あるいは、細かい部分でございまして、個人でショベルローダーを５平米ほどというような形での整理もしてきてございます。

トラックのみならず、駐車スペース的には、図面の左側の方にできるだけ集約をしたいということで、放置されているものにつきましては撤去なり何なりの指導をしながら、できるだけそちらの方にまとめたということで、個々に当たっていく部分と全体で当たっていく部分での整理に時間がかかっているということでございます。

○大島委員

この場所については、私の散策路になっております。今、所有者の追跡調査という言葉が出ましたけれども、この資料の３番の小樽運送事業協同組合、ここのトレーラーではないのですか、あそこにびっちり並んでいるのは。

○（経済）水産卸売市場場長

先ほども申し上げましたように、看板をしょっているこの3社のトラックもございますけれども、市場のいろいろなトラック関係の業者が出入りしています。委員がご指摘のように、看板をしょっているトラックのみならず、どこの業者のものがわからないトラックもあるということで追跡調査をしているということと、それは、所有者が判明次第、指導をしていくというような形をとってございます。

○大島委員

私が指摘をしてから数ヶ月、6月の中ですから、もう10月になりますよ。私は貸すなどと言っているのではないのです。適正な料金をいただいて、そして貸すべきだと、このように言っているのです。不法はだめだと言っているのです。それは、対応できるのではないのですか。

例えば、春先には、この場所の一部に祝津の副港からしゅんせつした岩石が積まれますよ。これだって、臨時的に使用を認めて使用料を取っているのではないのですか。対応を早くしてくださいよ。それを私は訴えているのです。貸すなどと言っているのではないのです。適正な手続をしていただいて、適正な料金をいただくべきだと。

再度、質問をいたします。

○（経済）水産卸売市場場長

私どもの方も、許可をしないということではなく、先ほど副港の石のお話がちょっと出ましたけれども、できるだけ小樽側のサイドの方に集約できるものについては集約をしながら、副港関係、あるいは、この資料の中で、ブロック製作等に使えるスペースを幾らかでも確保しながら、フリーハンドを持ちたいということで、ちょっとお時間がかかっているということでございます。

また、使用しております市場関係の業者につきましても、先般も、市場協議会の中で、トラックや箱、いろいろな関係業者が全員集まりましたので、すべてについて適正な対応をしていくと。また、それについても速やかに進めますのでということで、お話をしてございますので、委員がご指摘のように、時間がかかった部分についてはおわび申し上げますけれども、可能な限り速やかに対応してまいりたいと思います。

それと、臨時的な部分についても、一応、私どもの方で検討させていただいて、可能であれば臨時的に、1カ月、2カ月でも利用させて、またどこかへやるというような方法も含めまして検討させていただきたい、そういうふうに考えてございます。

○大島委員

部長にお尋ねしますが、課長からいろいろご答弁いただきました。しかし、非常に対応が遅いような気がします。例えば、土木であれば、道路の占用だとか、そういうものは、期間を決めて、きちんと手続をして、そして利用許可をいただいて、そして初めて利用しているのです。私は、ここの漁港しか知りませんが、どうもそれが、好き勝手という言葉が妥当かどうかはわかりませんが、非常にそれが目につく。

今、課長からご答弁いただきましたけれども、部長はどういう対応をするのか、部長から教えてください。

○経済部長

ただいまの問題ですけれども、私も、5月に大島委員から場長の方にお話があって以降、その経過について話はいろいろ聞いております。そういう中で、昨日今日始まった問題ではないということが一つありまして、その辺の経過について、まず適切に現状を把握すべきだと。そういうことから始めて、次の対応を速やかに的確にやることで進めたいというふうに思っているいろいろとやってきたのは事実でございます。確かに、6月以降、かなりの月日がたっておりますので、このことについてはちょっと時間をかけ過ぎたというのは一つあります。

それから、確かに、ご指摘のように、ここについては当然にして取るべきものは取るということのもとに、きっちり整理をした上で、適正な料金を取って相手方に貸すという仕組みをきっちり整理をしなければならないということでは、全くそのとおり認識しております。

そういう方向で、できるだけ早く、問題解決に向けて早急に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○大島委員

◎小樽のまちのごみについて

次に、環境部にお尋ねいたします。

先日、６月ですけれども、本州の新潟から、小樽のまちがよくて、退職後、小樽に住んだと。３年ほど前に小樽に勤めていたことがある方だそうでございます。

その方のお話によりますと、３年前と、今年来てみて、最期は小樽に骨を埋めようと思って小樽に来たが、まちの中がさま変わりしている、そのような意見を述べておられました。マイカルもその一つでございます。

ただ、その方が強調するのは、とにかくまちの中は非常にごみが多い。散らかっている。小樽に来る前に、新潟もすごいなと思っていたけれども、それよりももっとひどくなっている、３年前とは違う、そのようにおっしゃっていた方がおりました。

なぜなのだろうか。私も、そうだなと思うこともございます。それはどのようなことが原因になっているのか。この点について、環境部はどのように判断しているのか、お聞かせください。

○（環境）管理課長

ただいまは散乱ごみの関係かと思えますけれども、一種の不法投棄ということでございまして、やはりこれは、市民の方が、それから観光で来られる方も含め、ごみに対するモラルといいますか、その辺が欠如されているのかなど。そういうことでとらえているところでございます。

○大島委員

例えば、ひどいと思う１カ所に、祝津の天望閣の下の追分記念碑がございます。ここは、小樽を訪れる観光客、市民を含めて、朝早くから日没まで大変多く集まる場所でございます。

昨年までは、ごみ箱が二つ、そして、すぐ離れたところにはごみステーションがございました。ところが、今年から、どういうわけか、ごみ箱もステーションもございません。昨年までは、定期的にシルバー人材センターの方々が清掃に来ていたやに聞いております。そして、実際に見かけております。祝津の鯨御殿の下に、その方々が詰める小さな場所もございました。今年はそれがございません。とにかく、行って見てください。大変なごみでございます。

先日の８月の何日でしたか、テレビ番組「夕方DON! DON!」ですか。市長が30秒のPRの中で祝津のこともお話しされておりました。これは大変いいお話をしてくれたなと思っております。

しかし、余りにもひど過ぎる。これは、ここばかりではなくて、あちこちにごみの散乱が見受けられる。やはり、定期的に清掃をしてくれる方を頼むべきではないのか。北一のバス駐車場、あそこには観光タクシーがずらっと並んでおります。あそこは必ず寄る場所なのです。風が吹けば飛びます。みんなどこかへ飛んでいってしまいますけれども、とにかく見るに見かねる。

あそこを、毎日と言うのはあれですけれども、春から秋までの天気のいい日、夕日を写真に撮りに来る方がおります。これは高島の方でございますけれども、この方はたばこ組合の理事長をしております。余りにもたばこの吸い殻がひどいということで、その写真を写す方がたばこのごみ拾いをしております。

ぜひ、この場所については、かご、あるいはまた、どなたか、適正な方の清掃を定期的に始めるべきだと思っておりますけれども、この点については、環境部なのか、観光課になるのか、両方のご意見をお聞かせください。いかがですか。

○（経済）観光振興室長

ただいまの展望台のところでございますけれども、私も行って見ております。それで、現状を把握しております。今年度につきましては、鯨御殿に男性職員がおりますので、その方に定期的に見回って対応していきたいと。

来年度におきましては、ごみ箱、それから、清掃関係については検討してまいりたい、そういうふう考えております。

○大島委員

ぜひよろしくお願いいたします。

また、追分記念碑のほかに、もう一つ、同じ場所に隣接して、民謡の碑が関係者によって立てられることが決まっております、また一層、訪れる方々が多くなると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますけれども、９月２日に、「浜辺とまちをきれいにする会」という会がございまして、例年行われて今年で23回目でございますが、年１回、ごみ拾いを続けております。歴史があるものですから、小樽の祝津の海岸から始まって、銭函、そして石狩、厚田の神威、そして石狩湾新港と回を重ねてきたわけでございます。例年、幼稚園から大人まで千数百名のボランティアの方々が、札幌を中心に集まってごみ拾いをしていました。

今年は場所を変えよう、余りにもひど過ぎる場所があるということで、これは小樽区域でございました。小樽樽川西９号線というところでございます。これは、今回約 800人ほどの高校生を中心に、大人の方々が集まりまして、清掃をしたわけでございます。ごみがまとまり、家電も含めて２万 9,065キロのごみが集まった。それでは、これを世帯数にしたらどのぐらいの世帯数になるのかということで、環境部に小樽の平均を出していただきました。そうすると、１カ月で１世帯当たり平均約29キロから55キロと。そうすると、当日処理した量を世帯数に直すと、527世帯の１カ月分のごみだと。これは莫大な量のごみです。集めるのは集めたと。投げる方は環境部にお願いをして投げていただきましたが、527世帯ということになれば、例えば、小樽の町内会でこれに類似した町会というのがありますか。どこになるのか。

○（環境）管理課長

ただいま１カ月１世帯当たりの量で 527世帯ということでございますけれども、８月末の住民基本台帳で申し上げますと、蘭島が 516世帯、あとは、これに類似しているところでいいますと新富町が 533世帯、こくら辺が相当するのかと考えてございます。

○大島委員

最後になりますけれども、このごみの不法投棄については大変な問題があると私も感じております。やはり１人ひとりが気をつけなければ、そしてまた、これからもこういうことが続くのかなと。ごみの不法投棄については、これからも一層の啓発運動を続けていただきたいと最後にお願いをいたしますが、いかがですか。

○環境部長

大島委員のお話でございますけれども、不法投棄については、我々も現在苦慮しています。これは、小樽市だけではなくて、全国どこの自治体も大変苦慮しているという話は聞いています。その不法投棄のごみについて、今回、海辺とまちをきれいにする会が収集していただいたということですが、こういうボランティアの方々のご協力も、我々は大変ありがたいと思っています。

いずれにしても、不法投棄をなくするということは、まず、啓発が大事であります。投げる人の意識を変える、そういうことをさせなければ不法投棄はなかなかなくならないというふうに感じています。

ただ、これを意識させるというのが大変なこととして、大島委員も言いますように、地道な啓発活動をしなくてはならないと思っていますので、我々、市としても、そういう啓発活動に力を入れて、また一方では監視をするというようなことも充実させて、とにかく不法投棄を少なくすることに努めてまいりたいと考えています。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

それでは、代表質問に関連して、何点かお聞きします。

◎市職員の研修について

まず、市職員の研修について、何点かお聞きします。

職員の対応につきましては、市長の見解を伺いました。それで、言葉遣いが悪いとか、事務的に冷たい、そういう意見、苦情が依然として見受けられるというご答弁がございました。

これらの、苦情とかトラブル、そういうものは年間でどのぐらいの件数があるのか、それから、最近の数字としては減っているのか、増えているのかという点もあわせてお聞きします。

○（総務）職員課長

職員に対する苦情の件でございますけれども、各原課の方には、それぞれそういうトラブルがあったときに、直接、言っていることもあるかもしれません。ただ、私どもの方では、市職員全体の対応についての苦情といいますか、そういったものは、電話で直接来るものもございしますが、一般的には、市民の声であるとか、あるいは市長への手紙といったものの中からご指摘をいただいております。

それで見ますと、平成11年では、今言いました市民の声と市長への手紙で合計19件、それから、12年度につきましては同じく12件、ごく最近ですと、9月現在までで3件ということになってございます。件数的には、3年間程度ですから、傾向がつかめるかどうかはわかりませんが、この数だけを見ますと、それほど多く推移してきているということではないというふうに考えております。

○高橋委員

市民と接するということで、部署がある程度特定されるかと思うのですけれども、多いところというのはどういうところなのでしょう。

○（総務）職員課長

先ほど言いました私どもの方に来ております市民の声あるいは市長への手紙の中から言いますと、特定の課でこの課ということではなくて、全体的な窓口でということとか、あるいは対応でということ、具体的に所属が明記されているものはございません。

ただ、それほど多い件数はございませんけれども、私どもの方に電話でくるときには、氏名票等もつけている関係がございまして、どここのだれそれと、そういった名前でのご指摘といいますか、対応が悪かったということは来てございます。先ほどのような中では、市全体的な、職場が余り特定できないような状況でご意見をいただいているというのが現状でございます。

○高橋委員

それで、改善策ということでお聞きしたのですけれども、接遇マニュアルと一緒に各課に配布しながら、職場ミーティングで徹底しているというお話でした。先ほどいただいたもの、これがマニュアルですか。ざっと見せてもらったけれども、マニュアルというより、パンフレットみたいな内容というか、本当に中身が乏しいのかなと正直に思いました。

職場ミーティングでの徹底というのはどういうふうに行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

先ほど、委員のところにもお見せしましたが、これは平成3年につくったものでございます。最近の状況で言いますと、11年12月に、市長への手紙などの中でそういった声が寄せられていたものですから、その中で、この間、対応の関係と電話のたらい回しといいますか、そういった部分が多かったものですから、このうちの電話の対応の部分と、それから市民と直接対応する部分の一部の抜粋をつけまして、今言いました最近寄せられている苦情の内容も含めて、こういった内容が寄せられている、あるいは、またこういったものを参考にして、職場のミーティングの中で職員に周知をしてほしい、そういった旨で文書をつけて職場の方と一緒に配布してございます。各課の中

では、主に月曜日の始業時前後に、毎週、職場のミーティングを行うようにということで指導してございますので、その中で、そういったものも材料にしながら、職員の対応をもう一度改めて考え直してほしいといった趣旨で周知してきてございます。

○高橋委員

職場ミーティングについて、各課全部というわけにはなかなかいかないと思いますが、総務部が代表してお答えいただきたいのですが、いつ、どういう時間帯で、どういう内容をやっているのかをお聞かせください。

○（総務）総務課長

総務部の総務課の場合には、大体、月曜日、今のように議会が始まりますと私もばたばたしているもので、時間もなくて席にいないときもありまして最近ではできませんけれども、通常でありますと、月曜日、大体8時40分ごろには全職員がそろっていますので、始業前に話をします。5分になりますと、外からの電話あるいは職員からの電話等がありますから、始業前に、全員がそろったところを見はからいまして、例えば今週の1週間でやるべきようなこと、重点的な話だとか、あるいは、各職員の今週の予定、例えば出張しますとか、何々の会議をいつ開きますとか、そういったところで各係員あるいは課全体の動きがわかるように明諾し合っているという状況です。

○高橋委員

例えば苦情が来た場合に、こういう苦情が来ている、気をつけなければいけないという話があった場合には、そのミーティングの中でどのぐらいの時間を使っておりますか。

○（総務）総務課長

私のところは、市民に直接接するというのは電話交換手が一番多いわけですが、ご存じのとおり部屋が離れておりますので、職場ミーティングのときには、来てもらうというわけにはいきませんから、苦情があれば、その都度、その場所に行きまして、こういった苦情があったということで注意はしております。

○高橋委員

具体的な研修制度ということで何点かお聞きしましたが、外部講師による接遇研修を行っていると同いました。これについて、いつやっているのか、どういう内容なのかということをお尋ねします。

○（総務）職員課長

現在、職員研修の中で、外部講師を招きまして、接遇というものにポイントを当てましてやっておりますのは、新規採用職員の研修のときでございます。以前には、接遇研修という項目だけを起こしまして、外部からの講師を招きまして、研修ということで1日程度やっていたときがございます。ただ、そのときには、接遇研修といいますと、その研修に来た人間が、その所属長の方から接遇研修に行けと言われたときに、自分はそういった意味で接遇がよくないからというような感触を持つ職員もございまして、研修に出る前に、自分がそういうふうに見られているのかということで、研修効果よりは逆な部分でのマイナス面が大きいこともございました。

そんなことで、しばらく単独でやりましたけれども、現在は、今申しましたとおり、新規採用の職員研修で、ほぼ1日をかけまして、内容的には電話の応対、あるいは、新規採用でございますので、電話を受けるのも初めてですから、市長のご答弁の中でも申し上げましたとおり、模擬の電話を使いまして、実際に仮定の課なり、自分の名前を名乗りながら、実際に電話をとるといったような、電話での部分では主にそういった内容になってございます。それ以外の部分で言いますと、例えば市民の側から来ていただきまして、こういった態度をとったときに、こういうふうに市民の方が言っただと、そういった具体的な事例を研修の中で検討しまして、どこがいいのか、悪いのか、あるいは、皆さんが対応するときにはどういった対応をするのか、そういった事例研究等を交えて実際に対応すると。あるいはまた、それに伴う身だしなみであるとか、あるいはまた、さわやかにする、あるいは親切にする、そんなものも含めて、内容的なものでは職員に新規採用者を主にやっています。

○高橋委員

もう1点、窓口業務にかかわって係長クラスを研修センターに派遣しているというお話もありました。接遇指導者の養成を図っているということでしたけれども、これについての説明をお願いします。

○（総務）職員課長

係長クラスの者の養成を図っておりますのは、江別にございます北海道の方で持っております研修所がございます。自治政策研修センターというふうに呼んでいますけれども、この中で、実は3日間の日程で指導者の養成講座というのがございまして、そこに、主に市民の方と接する機会の多い、例えば市民部、戸籍であるとか年金、あるいはまた、保健所、環境部、総務、そういったところの係長職を中心にしまして、ここで養成をしまして3日間の研修を終えますと、要するに、認定書が交付されまして、指導者ということでこの研修所の中に登録をされます。場合によっては、他の自治体に行って講師をするということもございますけれども、ここで受けた職員については、基本的には、先ほど申しました新規採用と同じような項目になります。また、内容的にはそれらのもので、実習等を含めて、戻ってきてから、職員の研修の講師として講義をするということが仕事になるものですから、そういった意味での接遇、あるいは電話の応対、それらの基本的な事柄と、それをいかに指導していくのかと。テキスト等も使う関係もございまして、そういった中での実習といいますか、教える部分も含めまして、3日間の日程で研修をさせます。戻ってきましたら、当然、先ほど言いましたとおり、市民と対話をする部署が多くございますので、必ず時間外等においてそういった研修を職場の中で一度やってもらう。さらにまた、それを使いまして、次の年の職員研修の講師として招きまして、一部、実際に講義をしてもらう、そんなようなことで現在実施をしております。

○高橋委員

行ってきた方々なのですけれども、職場で効果がどういうふうにあらわれているのか。また、どういう効果があるのかというのは押さえていますか。

○（総務）職員課長

私どもは、実施した後に、どういった部分で効果が上がっているのか、やっている職員等々から直接聞いたことはございませんけれども、やはり、職場の中でそういった研修をするということは大切な部分だとは思いますが、接遇といいましても、としますと機会がなければ、改めて考え直すという場もなかなかございませんので、そういったものの中で考えていただく場を提供できているということになりますと、そういった意味では効果が上がっているのではないかというふうには考えてございます。

○高橋委員

新規採用の職員の研修についても伺いました。一番日程を置いているのがやはり接遇であるというお話でしたけれども、提案をいたしました草加市の事例、これについては、課長はご存じですか。

○（総務）職員課長

この自治体の例は承知してございませんでしたけれども、実際に接遇を学ばせるために各地でもいろいろな取組をしてございまして、個人の商店に研修で出すとか、あるいはまた、ガソリンスタンドに出すとか、ホテルに出すとか、各市で接遇の強化に向けていろいろな取組をしているということは本等では承知をしてございました。

○高橋委員

提言させてもらったのですけれども、研究をして、ぜひこれを取り入れてもらいたいというふうに思っているわけですが、その点についてはどうですか。

○（総務）職員課長

ご提言いただきましたこの市のように、1カ月間、一つの部局で6カ所回しても、6カ月という期間を使うということなものですから、果たしてそれだけの期間、私どもの研修の中で時間を割けるかということ、ちょっと難しい点もございますけれども、今申しましたとおり、やはり外から見ということも必要な部分かと思っておりますので、こういった方法がとれるのか、これから考えて研究してまいりたいというふうに思っております。

○高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎地球温暖化対策について

それでは次に、環境部にお尋ねします。

地球温暖化対策について、何点かお聞きをします。

実行計画が出て３カ月がたつわけですが、全課に説明した、こういうふうなお話を聞きました。その説明会の内容について、また対象の人数について、教えていただきたいと思います。

○（環境）環境課長

実行計画の説明会の内容でございますけれども、対象にいたしましたのは、事務局ほか、水道局、病院、教育委員会、学校等でございます。約 150の職場から各 1 名、これは補職等を問わず、各 1 名の出席要請をいたしまして、地球温暖化の現状と実行計画、計画書を配布いたしまして内容の説明を実施いたしました。また、一部、小中学校等については、学期末を控えておりましたので、９月に教頭先生にお集まりいただきまして、再度、説明会を開いたところでございます。

○高橋委員

この説明会を開いているわけですが、職員の認識度といいますか、理解度についてはどのように考えていますか。

○（環境）環境課長

実行計画につきましては、昨年から温室効果ガスの排出実態調査等を行っておりますので、あるいはまた、この 7 月に国際会議、いわゆる C O P 6 の再開会合等が行われて、サミット等もなかった中で、認知度は説明会の中でも高まっているものと考えています。

○高橋委員

各職場で 1 人ひとり自分は何をすればいいのか、こういうことを理解しているというふうにはまだなっていないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（環境）環境課長

1 人ひとりの具体的な行動につきましては、実行計画の中で、取組の目標ですとか、あるいは環境配慮行動について記載をしております。それについての具体的な取組が検証されるのは、7－9 月期、第 2・4 半期でございますけれども、7－9 月期の排出実態調査の数字が 1 0 月に出てまいりますので、その段階で少し状況が見えてくるかと考えております。

○高橋委員

平成13年度、14年度で削減目標 1 %ということで毎年減らしていく、こういうお話を聞きました。公用車の燃料ですとか、それから用紙、文房具、ごみの排出量、それから電気の使用量、燃料の使用量、これを削減するというお話でしたけれども、これについては具体的にどのように削減をしているのか、こういうことについてお示ください。

○（環境）環境課長

それぞれの項目についての削減の仕方につきましては、各職場の実態によって、削減できる項目が異なってくるというふうに考えております。公用車の多い職場、あるいは学校職場のように、灯油あるいは重油を暖房として使うことを自己管理できる場所、それぞれによって変わってまいりますので、各職場でトータルで一般行政事務についての 1 %ずつの削減目標、これに向けた取組を今後進めていただきたいと考えております。

○高橋委員

次に、職員の意識改革の問題ですが、広報、いわゆる啓発について、各職場で推進員を置くということで

伺っていますが、これについて説明をお願いします。

○（環境）環境課長

代表質問での市長からの答弁の中で、庁内LAN、あるいは推進員についてのご説明を申し上げているところですが、各職場で、これまでは庶務担当課長が策定会議の幹事ということで集約をしていただいているところですが、具体的に各課で、例えば昼休みの消灯ですとか、それからエレベーターの使用の自粛ですとか、そういう取組がなされているかどうか、これについての推進員の設置等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員

これからということですが、市民ルールについて第1回の推進員会議があったというふうに聞いております。この推進員会議の内容について説明をお願いします。

○（環境）環境課長

環境にやさしい小樽市民ルールを昨年の12月に策定をいたしまして、今年度は市民ルールの推進ということで推進員会議を発足させるところでございます。メンバーは、団体推選の委員が9名と、一般市民公募が11名でございます。8月末に開催いたしました第1回目の会議では、まず、温暖化の現状についての共通理解を得ようということで、北海道の温暖化防止活動推進員の松田推進員から講義を受けました。

今後の取組ですが、各団体、あるいは個人で進めている環境配慮行動、あるいは環境保全行動、これを情報共有いたしまして、市民に、いわゆる市民ルールを普及啓発するための手法をご提言していただく。こういう予定になってございます。

○高橋委員

◎ISO14001の取得について

それでは、最後ですが、ISOの14001について伺います。

7月に青年会議所と共催して講演会を開いたというふうに伺っていますが、その内容についてお願いします。

○（環境）環境課長

7月に開催いたしました環境マネジメント講習会についてでございますけれども、青年会議所の環境委員会が、若手の事業者、青年事業者の方々から、環境マネジメントシステム、あるいは、ISO14001の認証取得について勉強したいという申出がありまして、私どももISO、あるいは環境マネジメントシステムについての勉強ということで共催をさせていただきました。

中身につきましては、青年会議所の環境委員長の方から、温暖化の現状のお話、それから北海道庁のISO推進係長の方から、北海道が昨年取得いたしましたISO14001の認証取得までの経過と現在の運用実態、これについてのご講義をいただきました。その後、中小企業者向けの環境省でつくっております環境活動評価プログラム、これにつきまして私の方から解説をさせていただきました。

○高橋委員

環境部として、このISO14001の取得についてはどのように考えておりますか。

○環境部長

ISO14001についての取得と、今どういうふうに考えているのかということですが、ISO14001について取得するというのは、先ほどからいろいろと議論していますように、まず市の職員の認識というのがみんな一致していなければならないということでございます。これを取得するにはなかなか大変な課題もありますけれども、いずれにしても、この取得に向けて何とか努力していきたいというふうに思っております。

○佐野委員

◎小児総合保健センターについて

それでは、私の方から、２点、２項目を質問させていただきたいと思います。

最初に、保健所の方にお尋ねしたいと思います。

さきに特別委員会でも議論になったと聞いているのですけれども、銭函の小児総合保健センターと、札幌肢体不自由児総合療育センターが統合して手稲に移設ということが決まった、こういうような報道がございまして議論になりました。これは、実は大変重要な決定なのだろうというふうに思っています。

今までは、どちらかという、道の部局案という形でずっときたのですけれども、今回は、政策検討会議といういわゆる道も正式な決定といいますか、政策決定をしたということですから、小樽市の今までの要請なり取組に対して、違う形での決定である、こういうふうな認識をしております。

まず、聞きたいことは、政策委員会なりで決定する前に、北海道ないしはこの問題を担当した道の懇話会などから、小樽市に対して具体的な意見を求められたとか、あるいは相談というか、考え方が事前に説明されて、等々のことが整理されて、手稲に建設をする、統合する、こういうことになったのかどうか。そのところを、まず最初にお尋ねしておきたいと思います。

○保健所次長

今回、北海道の政策検討会議で、建設候補地について方針を決定したということ、その前に小樽市に意見を求められたかということとでございますけれども、これまでも、小樽市としては、小樽市域内に新しいセンターを設置してほしいということで、小樽市内における土地の候補地も提示しながらお話をしてきたということですので、今回の方針を決定するというにおきまして、改めて北海道から小樽市の意見を求められたということは一切ございません。

○佐野委員

ご承知のように、昨年12月には議会で存続を求める意見書を道に上げているし、また、1月には、市長みずから知事及び担当副知事に何としてもこの小樽に存続をお願いする旨の要請活動も行っています。そういった経緯もありながら、言葉は悪いのですけれども、何もなくて、いきなり政策検討会議で決定して手稲で統合すると、こういったことについては甚だ遺憾なことではないのか。

逆に、存続に向けてどのような対応を、今申し上げた意見書だとか、市長が知事に会ったとかという以外に、保健所なり関係部局はどういう対応をしてきたのか。ここのところはいかがですか。

○保健所次長

今お話のありましたとおり、小樽市内に新しいセンターをとということになりますと、まず土地の問題がございます。そういった点では、北海道の方、担当者の方は小樽市内にどう土地があるかということがわかりませんので、昨年12月から10カ月近くになりますけれども、私どもも6ヘクタールから7ヘクタール、これはかなり広大な土地になりますので、そういった土地が市内に果たしてあるのかどうかと。そういったことも調べまして、実際に担当者の方に来ていただきまして、北海道としてもいろいろな条件があるということでございましたので、その辺もつぶさに見ていただきました。それと、今、佐野委員からお話がありましたとおり、小樽市としては、昨年12月ですか、議会の意見書採択ということで、小樽市は、市議会と一緒に、機会あるごとに、節目節目で北海道の方へ強く要請してきたということです。それと、やはり私たちも、機会あるごとに、道の担当者にお会いするたびに、状況はどうなっているか、そして、小樽市の意見はこうだけれども、道としてはどうなのかと。

そういった中では、重ね重ね、やはり、道財政も新たに土地を取得するということが大変厳しい、そういうことは重々聞いておったわけでございます。それから、担当が保健福祉でございすけれども、これはやはり北海道の大きな問題であるということでもありますので、最終的には道庁内の政策検討会議、こういったところにかけて、結

論が出ない場合もあるけれども、行く行くはこういったところで建設候補地を絞っていく。そういったことはお話を聞いておったところです。

○佐野委員

土地の問題、それからさまざまな問題で、重ね重ね強く要請をしてきたけれども、だめだったと、こんな話なのかというふうに思っております。候補地が決まったら、その旨は小樽市に伝えた、こういうふうにあるのですけれども、どのような内容で道から言われたのか、正式に答えていただきたい。

そして、それに対して、小樽市の考え方を重ねてどう伝えたのかを明らかにしていただきたい。

○保健所次長

かねて新聞報道でもございましたけれども、この政策検討会議は、去る17日、月曜日の午前中に開かれたそうでございます。そういったことで、政策検討会議が午前中に行われて、お昼ごろにこの会議が終わって結論が出たということで、電話だけで連絡が小樽市にありました。詳細につきましては追ってということで、それしかわからなかったものですから、内容的には私たちも全くわからなかったわけです。そういったことで、私ども詳しいことをお聞きしたいということで道の担当者にお話をしていたところですが、急遽でしたが、20日のお昼前に道の担当者がお見えになりまして、その経緯、建設候補地を札幌市に絞った理由をお聞きしたわけでございます。

その中では、理由といたしましては、小樽市からのいろいろな要望を聞いておりましたと、本市内にしてほしいという要望も聞いていたと、その辺も十分考慮しながら、利用者の利便性、関係機関との機能連携や緊急搬送の必要性、それから、土地の取得経費を要しない、大きくはこの三つの理由から建設候補地を札幌市手稲の金山に絞った、そういうふうにお聞きいたしました。

○佐野委員

そういう三つの理由を示された。それに対して、その時に小樽市としてはどう答えたのですか。

○保健所次長

申しわけありません。そのお話を聞きまして、私どもとしては、この新しいセンターにつきましては、道が行っているのは、基本構想が既につくられておりまして、現在、基本計画を策定しているところでございます。これを平成13年度中に、新しい施設の規模だとか、さらに機能、そういったもろもろを基本計画の中で盛り込んでいかなければならないと。そういった中で、作業的にはどうしても建設候補地を検討して絞る必要があり、とりあえず建設候補地が絞られたということでございます。

小樽市としては、道がそのように方針が決まったということで、それはそれとしてお話は聞きましたということで、この候補地が絞られたということについては、小樽市としてはこれまでの要請をしてきた経緯がございますので、了解したということはお話ししておりません。

○市長

実は、私が受けたのですけれども、道の保健福祉部の片平福祉局長さんが見えまして、今、保健所次長が言ったような話がありましたので、道の方針はわかったと。しかし、そのことをもって我々は了解したわけではありせんということで、きっぱりそこでその話はお断りというか、了解しませんということで返事をしまして、引き続き、また何らかの方法で、小樽市域内に存置をお願いするということは言っておきました。

○佐野委員

それこそ、そういうふうに政策決定されましたと、いや、わかりました、結構ですという話は、これは絶対にならないと思うのです、今日段階ではね。

ただ、今年の4月の定例会でこの問題が議論になったときに、市長は、先ほど申し上げたように、私も副知事に会いました、存続につきましては大変厳しい状況であると認識していると、当時から難しいのだ、厳しいのだという認識は示されていたのですよ。

今回、改めて、政策会議で、先ほど聞いたように三つの理由です。いわゆる利便性だとか、土地の問題です、決定的なのは、６ヘクタールから７ヘクタールあるかといったらないわけですから。こういう問題だとか、あるいは大学なんかの専門的機関との連携なんかということを考えれば、ものすごく追い詰められているというか、厳しいなという認識をますます強くするわけです。まして決定したという話ですから。

だから、絶対に認めないぞ、絶対に存続だという強い強い意思でこれから行くのか、あるいは、違う形で、例えば小樽、この銭函地区の発展及びまちづくりに寄与するような、悪い言葉で言えば条件的なことも含めて見通しをつくっていくのか。ここのところをきちっとやらなければ、もう完全に追い詰められているという状況の中で、頑張る、頑張ると言っている、それでは現実問題、基本計画、いわゆる実施計画が来たときにどうするのですかという話になってしまう。

この辺のことは、条件に切りかえるなんて、今は言えないことは重々はわかった上で、やはり存続が基本というのは今日段階では認めざるを得ないけれども、何らかのことを考えていかなければ、また、市民に、あるいはまた銭函地区に、あるいは現在あそこにいる職員も含めて、ある意味での混乱が出てくる可能性がある、今後の存続の動き方というのはよくよく考えてやるべきだというふうに僕は個人的に思っているのです。

これは、明快に今こうするということと言えないにしても、お気持ちだけ聞いておきたいと思います。

○市長

これは、道の方の見解といいますか、お話からいきますと、いわゆる外部有識者の懇話会の意見も、やはり統合して手稲金山だというお話もありました。あるいはまた、その療育センターの親御さんがセンターを使うときに、家を持ってそこにもう居住していると。親御さんにとっても非常に便利だ、楽だというような話や、それから地域の要望もあると。小樽市からの要望も十分わかるのだけれども、大変申しわけないというような言い方で来ていました。当初、知事とお話ししたときも、すべての道立の施設を札幌に集中させるのはよくないということは知事も重々わかっているのですけれども、やはり道の財政事情といいますか、道有地を活用したいというようなこともありまして、道の方針としてはそうなったのだと思います。

ただ、うちの方としては了解したわけではありませんので、今後はどういった方策でいくのか、十分検討はしなければなりませんし、万が一、どうしてもそれで行かざるを得ないというようなことになった場合には、今のセンターの跡利用といいますか、地域の活性化というか、そういったもの等の整合性をとりながら、そういった問題を含めてこれから進めていかなければならぬというふうに思います。

○佐野委員

了解いたしました。

◎除排雪体制について

それでは、もう１点は、除排雪体制について、何項目か、時間がありませんので、まとめて聞きたいなと思います。

今回の定例会でも、高橋議員の方から代表質問で種々触れられておりますけれども、明日の常任委員会で、いろいろな課題なんかの部分については細かく説明があるというふうに聞いていたので、その前段で細かいところに入るのはちょっと申しわけないので、大きな観点で聞いておきたい、こういうふうに思います。

まず最初に、この大幅な除雪体制の見直しの変更で、地域ごとの説明会が行われたというふうに聞いていますけれども、その説明会に対して、地域住民、代表者からの意見あるいは要望はどういうことがまとめて挙げられるのか、そこのところを示していただきたいと思います。

○（土木）土木事業所長

今回の変更に当たりまして、14ブロックの地域に分けてまして町内会の説明会を開催しております。その中で、寄せられた意見といいますか、その大きなものとしては、市民サービスの低下にならないだろうかということが大き

な柱としてございました。そのほか、うちの方から7項目の地域へのお願いという部分も出してご説明をしておりますけれども、雪出しの問題、それから不法駐車の問題、そういう部分も地域としても苦慮しているので、市、業者と一体となって何とかならないだろうか、このようなお話がございました。

○佐野委員

それで、今年からの大幅な体制の見直しということで、なぜそうなのかということが質問で、答弁では聞かれておりました。

一つは、業務ごとの業者数が多くなって、業者間の連絡だとか連携がとりづらいということが一つですね。二つ目には、職員が、土木部の職員が大変だという話なのです。いわゆる、道路維持の準備である調査・計画業務に課題を抱えていると。つまり、冬になれば除雪、除雪で、新年度のいろいろな計画が立たないし、職員が大変だ、ということなのです、言われている答弁の理由というのは。

そこで、それでは今までどういう実態だったのですか。これが一つです。もしこの二つだけの理由だということであれば、何のことはない、職員の仕事が少し楽になるなど。こういう理由になってしまうものだから、それでいいのですかという話になるのです。もっと具体的に、これこれこういうわけで体制の見直しは必要なのだと、もっとはっきりした具体的なものがなければ、この2項目の主な理由だけではちょっと納得しかねる。

例えば、予算的にどうなのでしょう。大幅な見直しの体制をしくことによって、今日いただいた資料の年度別の予算なんかを見ても、ちょっとよくわからないのですけれども、職員手当だとか修繕費だとか、職員が関係なくなることによって予算的に大分楽になるとか、経費が削減できるとか、こういったことも含めて体制見直しというふうになるのならまだ話はわかるのです。

その辺で、なぜ体制の大幅見直しなのか、もう少し説得のできる根拠を示していただきたい、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○土木部長

本会議中でのご質問にもお答えしていますが、確かに、市の職員がステーションに張りつくと、実質的には20人近い職員が、これは土木事業所だけではなくて、部内の各課から、さらにはほかの部局からも応援をいただくと、そういうことがあったのです。その問題とは別に、現在までのやり方でいきますと、市の職員が張りついていることによって、業者の役所の職員に対する依存体質が大きくなっていて、主体的に業者がと、そのところが欠けていたという部分が一つございます。そのことが、結局は除雪サービスという部分でうまくいかなかった面があった、そういうことがございます。そんな中で、今回は業者側の人的な質の向上も求めながら、よりサービスの向上につながるような、そういった体制にも持っていこうとそういう方向にございます。

それから、費用的なことにつきましては、これは今まだ試算途中です。といいますのは、発注の内容についても、業者の責任施工でやらせるわけですから、それにかかる費用というのは、きちんと見るべきものは見なければならぬということで、その精査をしています。

もう一つは、市の職員が張りつかないこと、ないしは直営の部分も、可能な限り、民間委託に切りかえるようなことを検討していますが、それによる時間外を含めた削減額というのは未定です。その確定ができていません。そんな中で、お金の面での効果をねらったわけではございません。その部分はこれからやっていきますけれども、お金の面ではそういうことが言えます。

それから、一番大きいのは、委員も今言われましたように、言ってみれば委託業務がたくさん契約に分散していたということで、縦の指揮系統、横の連携という部分が十分でなかったということは確かに大きく除雪サービスに影響がございました。その部分は、やはり一番大きな狙いということで考えておったわけです。

○佐野委員

総論はよく理解できるのですけれども、例えば今おっしゃったようなことでも、業者が依存体質だと、主体性に

欠けていたなんていう話をしますが、これは、裏を返せば、予算は小樽市のものです。しっかりすれば、主体性に何か欠けさせないで、きちんとした体制を逆にとれるのですよ、逆に考えればね。だから、結果的に責任をかぶせてしまうみたいな、こんな話になってしまうのではないかな。

縦と横の連携だって、これはきちんとやればできる話です。全部、お金は小樽市のいわゆる除雪費という形で支出させていくわけですから、業者がお金を出して自分たちもやっているという部分がなくて、除排雪の年間予算の中で全部処理されるわけですから、これはこっちがしっかりすれば、事業者だってしっかりしてやりますよ。逆らって適当になんかやらない。だから、そういうことからいくと、少し根拠があいまいかななんていう感じがするのです。

問題なのは、今度は多少なりとも業者を選定するというのでしょうか、今が多いのだから。今まで、長い間、小樽市の冬の除排雪にかかわってきた業者が多過ぎるから減らすという話で、一定の要件をつけて選定するという話です。もう少し詳しく聞かなければよくわからないのですけれども、長い間、冬になれば、除雪が自分たちの業務であり、人を抱えて機械をそろえて、何だかんだ言われながら、やはり与えられた除排雪を与えられたエリアの中で仕事をやってきた。多過ぎるから、おまへは主体性に欠けるから、縦と横の連携がとれないから、今度は縮小するぞと。どういう基準で、どういうふうにして業者を選定して、どういうチームを組むのか、これは大変なことですよ。きちんとした根拠があるのか、ないのか。明日発表するということですが、そのところは、今のところ、基本的にどう考えているのですか。

○土木部長

前段のお話ですけれども、縦横の連携の部分というのは、もう一つのファクターがございまして、気象とか降雪情報の関係を考えても、実際は39件にわたっているのですが、39件にわたる受託業者に対して、うちで今考えている降雪・気象情報を全部与えて連携をとりなさいというのは、それは無理がございます。そのところを、4地域に集約したジョイントにすることによって、1ジョイントの頭の方、私どもはステーションと言っておりますが、そこへあらゆる情報を流し、そこから各構成員に流す、そういう部分での効率化も目指そうという考え方です。

それから、業者の件ですけれども、私どもは、減らそうという考え方は持っていません。多分、従前、ある地区は5社のジョイントでやっているとしたら、それを集約して3社のジョイントにするというのは、各業者が持っている機械力、人的なことを考えても、それは難しいものと考えていまして、少なくとも今年については、地域ごとの除雪だけでとらえますと、業者数を減らすというような考え方を持っていません。

ただ、今ほど申し上げていますように、気象なり降雪情報なりについて、一元的に5社でジョイントを組んでいるとすると、そのステーションへきちんと流します。みずから受けられるようなシステムを考えておりますが、それを受けて、構成員の各社に雪情報を流し、みずからやっているパトロール結果に合わせて出動計画を立てる、執行管理をするという責任が出てまいります。その部分をできる人的な体制なり、機械力を含めた体制整備をしていただこうと。そのところは、今年1年では完全な形でできるとは思っていません。2年なり3年にかかると思っておりますが、その部分をよく勉強していただいて、いい除雪ができるように指導をしていくという形をまずはとっていかうということで考えています。

○佐野委員

基本的には、業者をなくすことはないという話なのですから、除雪は、簡単に言っても、排雪もあれば、貸しダンもあれば、除雪もあれば、砂まき散布から全部別々になっていたのを、今度はこれを一つにして、その1チームが全部やってしまう、こういうイメージなのですか。そういうことで考えてよろしいと。

そうすると、例えば、運搬なんかを専門にしていると。つまり、小樽市の排雪の、ダンプなんかを借りている組合なんかに委託してずっとやっていたのは、ダンプしかないという場合なんかは、そのチームに入ってダンプで運ぶだけしかやらないと。今までは、市から委託を受けて、全市満遍なく車が動いていたのが、1エリアで1ダンプ

として入っていく、こういうことになっていくということですか。

それから、貸しダンの申込みなんかはどうするのですか。今までは、小樽市の窓口が事前に日程調整してやっていたのを、全部それは委託のＪＶに全部やってしまって、そこですべてやれという話なのか。その辺がどうもはっきりしない。

こういうことなのですから、どうなのでしょう。

○土木部長

運搬排雪については、従前の一般排雪というのは別業者でやっていただいていたのですが、今回は、今言いました一元化・一貫除雪をやっていただく中のＪＶの構成員になってもらおうと。それはなぜかということ、除雪の作業と運搬、排雪作業というのは、当然リンクしてくるわけです。それとの関連があるので、一つのジョイントの中に入っていたらこうと。

業者の関係はというと、従前の一般排雪というのは、市内の業者なり、外の一般業者も入ってというような形になっていたのですけれども、今回については、市の直営排雪を一部減らす方向の検討をしています。そうすると、今までは直営排雪については、三つの運搬関係の組合がありますが、そこにやっていただいているのですが、それが若干減るという問題があります。それについては、私どもの仕様書の中で、３組合も含めてですけれども、できるだけ市内のトラック屋さんを優先的に使う配慮を下さいという規定をする、ないしは、もう一つ口頭で言うというようなことを考えています。

それから、貸しダンについては、従前のシステムとは変わっていません。申込みをするとか、うちの方でスケジュールを示すとかというのは変わりません。

ただ、今までは、私どもがトラックの関係について言いますと、いつからいつまで、何時間働いていたとそのこの検収の部分、貸しダンをお願いしてきている町会なり商店会の方、さらにはもう一つは、実際に運搬する業者の方から出てくる申請に基づく信頼関係でやっていたという部分がありました。もう一つは、日程調整などについては、うちの管理課でやっていた業務ですけれども、各地域の除雪スケジュールとの調整をしながら、いつかいいよというようなことをやっていたのですが、それは、実質的にはジョイントの方に情報があるわけですから、そのことをやっていただく、あわせて、指導監督みたいなこと、指導・調整みたいなこともジョイントの中でやってもらうことで一定の管理をしたい、そういう意味でございます。

○佐野委員

細かく言うといっぱいあるのですけれども、随分と長い間、それこそ樽運協だとかトラック協会だとか、その問題というのは、直営の排雪なんかをやっていくのがどうなっていくのかと、これは死活問題になってきますからね。それで、直営班が今後どういう体制になってくるかということもこれからだという話ですから、その辺を見ていきたいと思います。

それから、この入札の根拠ですね、ちょっと気になるのは、つまり、これはＪＶを組む、そこに委託をする、その予算というのは、いわゆる出来高払いなのか、当初からこういう形でこれだけの金額でやれというのか、その辺はどういうふうなお金の取扱いになるのですか。

○（土木）土木事業所長

今現在考えております予算の設計上の関係でございますけれども、まず除雪の部分で言いますと、過去５年間の平均降雪量と今までの出勤の状況、これを今すべてデータとして取り込みまして、距離当たり単価というものをつくってこうということで作業を行っております。他都市の例も見ますと、標準降雪量に対して、プラスマイナス何％という部分を設定して、その間の部分については基本的には設計変更を行わないでおこうというような考え方でいっております。排雪等につきましては、量で数字を明記しておりますので、これは、量が変更した場合は、設計変更の対象というような基本的な考え方で今作業を進めております。

○佐野委員

そうすれば、今の計算というか、考え方に立っていけば、一定の金額は出すと。もし雪が想定よりも少なければそのままお金を出す、極端に多くて業者負担がどんと出た場合についてはまた追加で出す、こういう考え方なので。一定の基準があって、少ない場合と、どんと多い場合はどうやってやるのか。業者ですから、少なければその分だけ利益と言ったら変だけれども、それは間に合う。出た分は足りなくなる話ですから、この辺の基準、見定めをどうするのだという話をきちっとしておかなければ、これは大変なことになってしまう。

○土木部次長

今現在、考えているのは、一定の積雪量に見合う除雪費の設計を行って、その前後2割、その前後2割の設計変更はしないという考え方を持っています。ですから、端的に言うと、例えばの例ですけれども、基準を5メートルに置いた場合に、前後2割分については、少なくとも多くても設計変更はしません。これは、他都市の実態、事例を全部整理をして今検討している内容でございます。

○佐野委員

もう時間がないのでしょうか。また、細かい説明を受けてからいろいろやりとりすると思うのですが、そういうふうに前後2割を一つの基準にして、今までの実績も全部含めてということで、それはある程度整合性がとれるのかというふうに思うのですが、降雪量で随分変わってくるぞという話で、今度は任せるわけですから、結局、締めればサービスが悪くなるという話ですね。

それから、一つ一つの道路の区割り単価だとか、積載の単価だとか、もちろん機種の単価だとかを全部決めて幾らという話に多分なると思うのだけれども、例えば去年あたりから業者指導をしているオペレーターについて、オペレーターは2人乗りなさいと。事故もあったし、2人乗りなさいというけれども、依然として単価は1人分しか出していないとか、悪い言葉で言えば、おまえら、悪いけれども、目をつぶってくれ、我慢してくれなんていう部分が随分あったのではないですか。そういったこともきちっと整理をして、一定の単価とかなんとかということもきちっとやっていかなければ、これは大きな問題を残すのではないかと。

初年度で最初ですから、これは、本当に真剣かつ慎重に、J Vを組んだ業者との連絡を密にしてやらなければ、サービスの問題、苦情の問題、全部をかぶせてということだって絶対にあり得る話です。市の職員が張りつかない分だけ楽になったなんて、そういう単純なものではなくて、今以上に、ある意味ではもっと真剣になっていかなければならないという要素があるのではないかと、こういうふうに思うので、見解を求めておきたいと思います。

それから、これは全く違うのだけれども、参考までに、今年から手宮地区の交通記念館の前に雪捨て場を確保しましたね。そうでしたね。あれは、全く初めてなものですから、予算的にどのぐらいの管理費用というか、かかったのかということが一つです。やはり、随分雪が積まざっているから、春先までずっと解けないでいたのです。そして、ほこりだとか粉じんだとかで黒い雪になってしまっていて、多分、あの辺の人はちょっと嫌な思いをしたのではないかと。いつも水がどんどん流れていたしというようなことで、特に支障的なこと、苦情的なことがなかったのかどうか。

その1点を聞いて、細かいことは、明日の常任委員会の報告をよく聞いた上でまたこれから議論していきたい、こういうふうに思いますので、よろしく願いたい、こういうふうに思います。

○土木部長

最後のご質問では、業者側のお金の問題と、その締めつけによるサービス低下という問題、そんな相関関係で困りはしないかというお話なのですが、従前は稼働時間で、言ってみれば、オペレーター、運転手さんの上手、下手というか、これを指導監督する業者側の部分があってそういうことが起きているとか、そんな部分もあったということで、先ほど所長からお答えしていますように、今年はある分析をした中で距離単価設定をしようとか、出動基準とか、それから路面の管理基準というものを従前より明確にしようという中で、きちんとした基

準に基づいて稼働しなさいと。それは、うちは、毎日の会議の中で、逐一その状況をチェックをしていくということをや的过程中で、サービス水準の低下にならないような管理をがっちりやろうと。その分、先ほどお話ししましたがけれども、業者側の人的な質の向上もしてもらおう、そのための手助けというのはうちもやりますということで低下を防ごうというふうに思っています。

これは、何度も申し上げますけれども、二、三年かからないと多分きちんと定着しないだろうというふうに思っていますので、経過措置的には市の支援体制というようなものをする必要はあるかとは思っています。

それから、あそこだけについてちょっととらえた数字はないかと思えますけれども、大きなクレームというのはなかったのですが、やはりああいいう黒い雪山が6月いっぱいぐらいまで残りましたので、交通記念館の、もっと言うと、港のイメージ、小樽のまちのイメージとしては余り好ましいとは思っていません。

ただ、雪捨て場の確保というのが現状では難しい中で、今年は違うところも少し場所の確保を考えていますけれども、当面は何とか、雪を解かす手だてだけは、もう少し早く解けるような手だてを考えますけれども、あんな形はご勘弁いただくしかないなとは思っています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（勝）委員

私の方からは、3点、経済部、それから一部は財政、それから企画にお伺いしたいと思います。

◎マイカル小樽について

まず、1点目は、9月17日に私の方で代表質問した関連で、マイカル小樽の存続の見通しということで何点かご質問させていただきます。

9月17日の代表質問では、時の問題ということがあって、マイカルの動向については市民の不安もあるということから、大事なことは、冷静に受け止めて、情報の収集と、そして市民に情報の提供をお願いしたい、私どもの会派の方からはこういうふうに質問と要望という形で出しております。それから、各特別委員会等でこの問題が議論になって今日まで来ているわけですが、照準といいますか、事の問題は、小樽のマイカルが存続するかどうかということにまず力点が置かれるべきではないかというふうに思っております。

そこで、まず2点、いろいろな動きの中から、機敏な対応、それから慎重な対応、そういうことが望まれるのだろうということを思うものですから、状況の変化と、これまでとってきた対応について、確認の意味を含めて時系列的に報告願えればと思います。

○企画部長

状況の変化に対する対応ということで、時系列的に言えということでございます。

先々週の金曜日といいますか、議会休憩中に、インターネットの日経ニュースの中で、マイカルの件で第一勧銀が支援を見送るというような形で第一報が入ってまいりました。今まで2年半、これからもずっとまちづくりの中心として存続を願っていた小樽市にとって非常に衝撃的なことでした。翌日、急ぎょ、庁内の検討会議で関係部局が集まりまして、市長を中心にいろいろつかんだ情報を基に対応策を協議したと、それが土曜日でございます。

そして、新聞等の中で、子会社も含めて余り長い時間云々ということもございましたので、土曜日に、市長の方から小樽ベイシティ開発の社長でございます篠田社長、マイカルでは新副社長になっている方でございますけれども、その方に電話で、ぜひ小樽マイカルを、OBCも含めた中で、存続を市長から要請しました。

翌日、経済界も含めた中での情報交換ということで、商工会議所会頭、あるいは副会頭も含めた中で、市長と協議して、小樽経済に与える影響は、万が一になれば非常に大変なことになると。それから、まちづくりの核として今までやってきたOBCの存続について、やはり文書で要請しようといった中で、ご相談も申し上げた中で、月曜

日、本会議の途中でございますけれども、三者の時間が符合したという中で、休憩中に時間をいただいて、会頭と市長連名で要望書を出したということでございます。また議会においても、決議案の問題でいろいろとご論議いただいて、まとめていただくということでございます。

先週、裁判所手続が東京地裁にかかわっていますし、マイカル本社が大阪というようなことで、どうしても東京発、大阪発という情報がふくそうした中で、異例な形で、18日になりますか、東京地裁が民事再生法の手続開始決定ということで動き出しまして、いろいろ情報等がふくそうしましたけれども、基本的には、債務者側のマイカル、この申請代理人の弁護団が4人いらっしゃいますが、それから経営責任調査委員会、こういった債務者側の法的手続のフレームの中で、それから、債権者側を代表する監督員、こちらも弁護士が立っていますけれども、こういったスキームの中で、民事再生手続に向けていろいろ動き出したという一連の流れかと、こう思っております。

以上であります。

○佐々木（勝）委員

そこで、私の方では、マイカル本体と、今現在はマイカル小樽、OBCの関係ですね。その関係においては、この状況変化といいますか、ここのところの対応というのは、現状認識というか、マイカル本体の部分についての動きはわかりました。マイカル小樽、OBCを含めて、ここの存続を求めて今動いているというふうに受け止めていますが、その辺の関係はどうですか。

○企画部長

ご存じのとおり、14日ですか、マイカル本体も含めて7社ですね。その後、小会社の関係で4社、それから、先週後半にマイカル東北というようなことで、マイカル本社も含めて、今まで12社ですか、法的手続に入った、こういった流れになってございまして、ご存じのとおり、小樽ベイシティ開発株式会社はマイカル本体が35%、それから、関連会社が15等々で50%を超えているマイカルの子会社ということでございます。ほかにたくさん子会社等々もございまして、OBCも含めた子会社の在り方について、法的手続も含めて検討中と、これは先週の段階でございます。

いずれにしても、地元でもマイカル、OBCの部分で情報収集してございますけれども、具体的、あるいは詳細な部分というのは地元ではなかなかとりづらい状況でございます。

○佐々木（勝）委員

そういう中であって、いろいろと本体にかかわる部分で買収問題が出てきたり、そういうような動きがマスコミの方に出ているわけだけれども、現状ではそういう部分については定かではないというふうに受けとめていいですか。

○企画部長

先週、買収云々というふうの一部、全国紙の夕刊でいろいろ出ましたけれども、マイカル本社は、そういった個別具体的な買収云々というよりも、先ほど私が申し上げた再生計画の開始になりまして、ファイナンシャル・アドバイザーといいますか、そういったことも、旧経営陣を取り巻く弁護団側と、それからそれらをチェック・監視する、何といいますか、監督員というか、こういう大きなフレームの中で、今後、やはり入札という方法で進めていくというか、そんな形で新聞報道されましたので、これからそういった動きを注視していくというか、そういう状況かと思っております。

○佐々木（勝）委員

私どもは、情報収集に一層努めてもらいたいということで再度お願いしておきたいと思います。

もう一つの市民への情報提供の問題なのですが、今日時点で今のような状況ですから、よく議論になるのは、いわゆるマイカルが倒産した、そういう前提に立ってどうするか、こういう話が出て雇用問題等も出ました。

そういうことで、私どもは、市民の不安はどこにあるのかという点を考えてみたときに、雇用対策等は後でまた

問題としますが、「転ばぬ先の杖」というのではないけれども、こういう問題に対する市の考え方があって当然かなというふうに思うので、この現状認識に立って、これからの対策における基本的な考え方はどんな考え方でいるのか、これがわかれば教えてください。

○企画部長

情報収集といいますか、それに絡んで余り先走ったある前提条件を向けていろいろ議論したりとかは、そういった部分は現在のところは慎まなければならぬというふうには思っています。先々週の第一報以来、私どもは、市長を中心に、７回、マイカル小樽に関する庁内検討会議といいますか、そういったものを設けております。そして、的確な情報収集といいますか、いろいろなものがあるわけですから、やはりそういった内容の分析といいますか、それから、同じくある情報でも、その内容とか、あるいは時期等々も絡めて、今後、展開があれば適切な情報の開示という部分も検討していかなければなりません。

いずれにしても、この連休中に、私も日曜日にちょっと行ったのですけれども、やはり相当の来外者がいらっしゃるという中で、例えば、あれは何階ですか、こういった事態の中で旭川の家具屋さんが、進出したというように、それだけ道内において集客力があるということは魅力でございます。やはり、市民の多くの方は一抹の不安を覚えながらも、ぜひ存続してほしいというのが大勢を占める意見だと、こう思いますので、私どもも、それに向けていろいろ対応策を練っていかなければならぬな、こう思っております。

○佐々木（勝）委員

今日で予算特別委員会は最後ですから、こういうやりとりは、常任委員会もまたあるかもしれませんが、そういう状況の中であって、こういう観点から本当に冷静に当たらなければならないなというふうに私も受け止めているのです。

やはり、日銀の存続問題は、一致して力になって、それが結果としてみんなに知らせている内容になって今存続している、こういうことになっていくわけです。でも、やはり問題なのは、いろいろな形で不協和音が出るのが、それがまた大きな力になっていかないのではないかなと危ぐするものですから、不安な材料にそういう面があるのではないかなというふうに思うのです。

いずれの機会にか、市長にその辺のところをきちっと話してもらおう機会をつくりたいと思いますけれども、現時点でいろいろな動きの中で、市長が市民に対してといいますか、議会に対して、不安な部分を含めて、あれば、その辺のところのメッセージといいますか、返事といいますか、それを聞かせていただきたいと思います。

○市長

マイカル小樽の存続ということで、私どもも要請をいたしましたし、また、議会の方としても要請をされたというふうに聞いております。いずれにしても、小樽にとっても大きなプロジェクトですから、このことについて万が一があれば大変な事態が発生すると危惧がされます。

しかし、一方で、なかなか情報が入ってこないといいますか、多分、前にお話ししたように、現在、存続に向けて法的処理についての協議が東京なり大阪の方でやられているのだらうというふうに推測はしますけれども、いずれにしても、非常に厳しい状況でないのかなというような感じは受けます。

しかし、情報がない中では推測もできませんから、進みますけれども、いずれにしても何とか現状のままで雇用なり店舗の継続が維持されるということを願っておりまして、引き続き、的確な情報の収集に当たって的確な対応をしていきたいと思っています。また、職安の方でも雇用関係について今調査をしていますから、そういったものが出れば、それなりにまた分析をして対応策を考えていきたいなと思っています。

○佐々木（勝）委員

この問題はこれで終わります。

◎景気・雇用対策について

二つ目なのですが、今、繰り上げて、景気、雇用の問題について27日から国会論議をやる、こういう状況になっています。今求められている景気・雇用対策は、機敏に対応していくということが必要なだろうというふうに端的に思います。

そこで、そういうことに至ってきた経過というわけではないのですが、これまで、この3年間、景気・雇用対策に関していろいろと補正を組みながら来たというふうに思います。

そこで、まず1点目は、昨年、12年度の景気・雇用対策と出した方がいいのか、景気対策というふうに出した方がいいのか、集約ですね、一応、私の方では景気・雇用対策というふうに押さえて補正をどう組んだか、実績、中身も。

○（財政）財政課長

平成12年度の景気・雇用対策ということでございますけれども、当然、景気対策の中には雇用を創出しますし、12年度につきましては、緊急雇用ということに限定をしておりますので、景気・雇用対策ということでお答えをさせていただきます。

平成12年度につきましては、あくまで予算ベースでまとめてございますけれども、総額で4億4,700万円ほどの景気対策を実施しております。内訳としまして、緊急雇用対策としまして9,600万円、あと、国の補助絡みですが、いわゆるゼロ国債、道路、公園整備等ですが、1億円、繰越明許費で住宅整備の関係ですが、1億2,000万円、市単費になりますけれども、臨時市道等で1億1,000万円ほど、学校の維持補修関係で1,000万円、総額4億4,700万円ほどとなっております。

○佐々木（勝）委員

それは昨年度の実績ですね。

それで、今始まったことではないわけですから、それに向かって、11年度、さかのぼれば10年度と、こういうものが当然に対比の対象になってくるのではないかなというふうに思うので、ここについては、まず、金額ですが、平成10年度と11年度について、中身はちょっと特徴的な部分で触れてもらいますが、まず金額で。

○（財政）財政課長

景気・雇用対策の平成10年度と11年度の金額ということでございますけれども、平成10年度では20億4,000万円ほど、平成11年度では10億2,000万円ほどとなっております。

○佐々木（勝）委員

もう一回、10年度で20億ですか。

○（財政）財政課長

20億4,000万円です。

○佐々木（勝）委員

11年度で10億。

○（財政）財政課長

10億2,000万円ほどとなっています。

○佐々木（勝）委員

そして、平成12年度は4億と。数字で端的にあらわれてきているわけですが、その内容と背景といいますか、動向と背景といった方が言いのかな、その辺を分析されておりますか。

○（財政）財政課長

内容と背景ということでございますけれども、財政課としましては、予算上の数値を集計しているということでございますので、詳細のところはちょっとあれなのですが、いずれにしても市単独で大きな景気・雇用対策を打つということは難しいということで、当然、国の景気対策によってきているということです。平成10年、平成11

年につきましては、国の方でも非常に大きな景気・雇用対策を実施されました。平成10年で2回、4月と11月にやっておりますけれども、43兆円、11年で17兆円という非常に大きな景気対策がありましたので、それによりまして市も補助事業等を中心に景気対策を打ってきた、そういうことになっております。

○佐々木（勝）委員

それで、主にその内容といったらいいのか、平成12年度は景気・雇用対策というふうに見えるので、盛りつけましたね。10年度、11年度というのは緊急雇用対策は含まれていますか。主に公共事業の關係の部分を中心かなというふうに思っているの、内容と言ったのは、その辺の、12年度の特徴というか、10年度、11年度の特徴というか、その辺のことです。

○（財政）財政課長

先ほども申し上げましたけれども、公共事業を発注するということで一種の雇用対策というふうに考えてございますけれども、メニューとしまして緊急雇用というふうにうたわれたのは、平成11年度に474万円ほど、12年度は先ほど申しましたように9,600万円と、総額の割合としては非常に少ないです。10年度が非常に大きいのは、やはり公共事業關係で道路關係と、平成10年度につきましては廃棄物処理關係、あと住宅關係、その辺が大きい金額となっております。

○佐々木（勝）委員

これまでのイメージといいますか、とらえ方からすれば、公共工事を起こすことによって雇用が措置される、それで一定の成果を上げてきたと。そのツケがどうなるかというのはいろいろとあります。そういうような状況から、平成12年度は、緊縮予算の關係もあるのだらうと思うけれども、照準を絞って、これまでの公共事業型から転換をしていこう、こういう方向が見えるのではないかなと。

さらに、それをより確かなものにするために、どうしなければならないかなという観点で、ここからはちょっと先の部分になってしまうけれども、今のこういう景気・雇用対策を押さえて、現状の国の動向等を含めてどう認識しているか。これは、財政の方はその金額の当てはめですから、これは經濟部に聞いた方がよりいいのかなということをお願いします。

○（経済）藤原主幹

国の方の雇用対策を受けてということなのですが、今、国の方では、緊急雇用対策的なもので、リストラ關係の部分で今後出てくるとされる失業者に対するセーフティネットの確立とか、そういう部分で充実したものを急がなければならないということで、先日も対策的なものが出されておまして、雇用保險の部分の延長とか、それからまた、それぞれ離職した方たちの再就職がスムーズに行くようにというような形でいろいろな研修の部分で充実するとか、そういう部分で国の施策の緊急なものが進められていくように聞いております。

それを受けまして、道の方におきまして、やはり同じように、実際に離職した方に対する施策を人材育成の關係でやるとかしておまして、小樽市におきまして、どういう形で進めていくのが一番よろしいのかということで、今まで、小樽市といたしましても、独自の雇用対策的なものとしたしましては、実際に雇用した方に対して、小樽市で創業して雇用した方に対して補助金を出したりとか、そういうようなことはしておりましたが、今後、離職された方にどういう手だてをしたらいいのかということは、先日、緊急雇用連絡會議というもので、それぞれ道、国、それから民間の方たちと協議しながらよりよいものにしていくということで今現在検討中であります。

○佐々木（勝）委員

後段、現状認識から小樽市のこれからの考え方が示されたのですが、当然、国よりの予算要望があります。この先の4定の補正の問題にちょっと触れたいと思うのですが、どうせ4定の中ではこの問題についての補正予算が組まなければならないかなというふうに思います。

そこで、編成の基本的な考え方がわかれば、今ちょっと触れたのだけれども、景気・雇用対策なのか雇用対策か、

私の方も聞き方がちょっと不十分なものですから、ちょっとその辺のところを経済部に、景気・雇用対策と、4定に向けての補正予算の組み方、考え方、これが今わかれば教えてください。

○（経済）藤原主幹

雇用対策としての部分で、先ほどお話しいたしました緊急雇用連絡会議等でいろいろと検討を進めている中で、やはり、今後出てくる離職者の方に対して、できるだけ新しい就職先が早く見つかるようにとか、それぞれのレベルアップ等で、また、企業の方でも実際に現在必要としている人材がどういう人材なのかという調査等も含めまして、現在動く予定であります。

それで、調査した結果、それぞれの企業で求める人材等がどういう人材なのかということが把握できるかと思われますので、そういうものに合ったいろいろな研修等々を考えておりまして、4定で補正を組むかどうかということとは、時間的な問題等もありますのでまだはっきりは申し上げられませんが、現在、そういうようなことで市独自の対策を行いたいと考えております。

○（経済）商工課長

先ほど来、景気対策という側面でのお尋ねもあろうかと思っておりますので、4定に向けて市独自の景気対策ということの検討は、これからもう少し時間をかけなければならないと思っています。

ただ、この間、言われていますとおり、今の国の経済対策の中心というのが、一方では中小企業対策といいますか、あるいは新規創業のベンチャーというものを主眼に置いたいろいろな助成制度や補助制度、また、これから新たなものが出てくる可能性も一方ではあるし、あるいは、それらに付随したIT関連のいろいろな研修なり助成なりという可能性もまた秘められていると思いますので、それらも含めて、国あるいは道との調整も図りながら、そういった部分が可能になれば4定に向けた検討の素材にしたいなというふうには考えております。

○佐々木（勝）委員

時間の関係がありますので、次に行きます。

◎まち育て出前講座について

もう1点は、まち育て出前講座の関係です。

この9月、広報おたるの9月号の表題に、「知って得するまち育て出前講座」と、こういうキャッチフレーズでした。ちょっとそのことに関してなのだけれども、そもそもまち育て講座を開設した目的といいますか、それから、今、行政の方から、これまでも介護保険のこと、除雪のことで説明会を開いて、そして積極的に打っていく、こういう説明会をやっていますね。

自分の受け止め方はちょっとイメージが違うのかなと思って、まち育て講座は、注文があったら行きますよと。メニューがありますから注文を上げてくださいよと、その関係になっているような感じがするので、まず、6月からスタートをして現在まで、このまち育て講座がどんな状況になっているのか。

○（企画）高野主幹

まち育て出前講座のご質問は、受付状況、実施状況だと思うのですが、今日現在で実施済み件数が41件です。それから、今日現在で受付いたしました、これから実施する分が11件、合計52件の状況です。

○佐々木（勝）委員

6月のときも、これがスタートした時点で何件か問い合わせがある、ということで、今の内容からすれば件数はわかりました。

傾向と対策なのかなと思うのですが、要するに件数の中身ですが、全体は86項目の80講座を開いていて、間口を広げてどんな傾向にあるのですか。

○（企画）高野主幹

今、委員の言うとおり80メニューを実施しておりますけれども、今日現在で、従来から実施しております保健所

のすこやか出前講座というのがありまして、いわゆる健康づくりだとか病気の予防等の保健所関係が19件、それから、これも従来から実施しております消防の救急関係が12件、次に多いのが最近の時事的なものといまして小樽の観光、商工業、それから、よりよい教育を目指してと、大体そのようなリクエストというか、そういう状況になっています。

○佐々木（勝）委員

それであれば、当初、6月から9月までの3カ月の見込みで、おおむね予想したとおりというような動き方で押さえておりますか。

○（企画）高野主幹

申込みを受け始めて3カ月ということで、何とも言えない状況なのですがけれども、新しい事業でございまして、我々は、この機会に大いに利用してほしい、そういうようなことでございましたけれども、意外に出足がちょっと鈍かったなという実感がございます。ただ、最近は申込みが多くなりそう、そういうような状況です。

あと、町会内をちょっと期待していたのですがけれども、現在1件ということで、これについてはちょっと申込みが少ないなという実感を持っております。

○佐々木（勝）委員

その関係なのですね。それで、知って得するというのは、教えてやるよと、こういう内容で受け止めているところなのですがけれども、問題は、6月号で出したときには、「市政についての情報を積極的に提供しながら、市民の皆さんと一体となって互いに知恵を出し合い、心の通った市政を推進していきたいと考えます」と。ここはいいですよ。

ところが、その具体のところこういうふうに書いてあるのですね。時間と会場等も明記されていて、講師料は無料ですと。しかし、会場などの利用は受講する皆さんに負担していただきたい、こういう申込み内容なのですね。そして、80項目にわたるメニューがある。それで、積極的に市政を理解してもらうために出ていって、その場所できちんと意見を交換しながら市政に反映していくという立場であれば、講師は無料ですよという積極性と、逆に、町会あたりでは、どうして出前してくるのにお金をこっちで用意して、講師料は無料ですよ、こういうような、いわゆる注文を受けてから出前をしていくというとり方に向かっていくと。積極的に支援の問題についてはこういう講座を開いているから、定期的にこういう、これからの問題があると思うのですね。受止めが若干違っているのではないかなというふうに思うのです。進んで希望する、会場は会場費で持っていくということなんか、うまく理解できていないのかなという感じは町会の方では思うのです。

よって、これまでにやっていた、この出前講座については予算がないわけだけれども、経費ということになれば、現時点ではどんな経費が出ますか。

○（企画）高野主幹

出前講座のねらいということなのですがけれども、今、委員が言ったとおり、市民の皆さんに学習の機会を持っていただくという意味で生涯学習のことですね。それから、市民の皆さんが求める市政に関する情報の提供、あるいは、市から市民に周知したい情報の提供です。ただ、答弁が前後しましたけれども、そういうことで市民の市政に対する理解を深めていただくと。それから、職員が講師としてその会場に行くわけですから、市政について気軽に意見などを述べる機会を持つ、これがねらいということですね。

それで、最終的に、今ご質問がございましたこれにかかわる予算というのは、あくまでも職員が講師となって現地に行くわけですから、その資料代と。日常業務の中で対応している、そういうような状況です。

○佐々木（勝）委員

スタートしてまだ日にちが浅いと。そうすると、進めながら問題点や課題を検討するようなことがあれば、それをフィードバックして検討する材料になって等々は企画で調整するのですか。企画でまた練り直してこうするとか、

そういう検討課題みたいなものはまだ来ていませんか。

○（企画）高野主幹

先ほど言いましたとおり、申込みを受けて3カ月ということで何とも言えない状況ですけれども、いわゆる80項目のメニューということなのですが、今後、メニューの充実というものもやっぱり考えていかなければならないのではないかと。あとは、定着するにはこれから時間がかかるのではないかと、そういうふうに思っています。折を見て、機会を見て、今後も啓発に努めてまいりたい、大いに利用していただきたい、ということで思っております。

○佐々木（勝）委員

そういうことで、教えてやるという姿勢ではなくて、知ってもらうという観点に立てば、どうあらねばならないかということも一つ考えてみたいというふうに思います。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質問を終わり、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時55分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○中島委員

◎公共施設利用について

一般質問で取り上げた公共施設利用について、もう少し質問したいと思います。

本会議の答弁では、施設利用の手続の問題や印鑑の問題、あるいは、生涯学習プラザや体育館についての月曜開館においては検討していくという答弁をいただきました。市民センターについての月曜開館については入っていないように思いますが、これについての月曜開館はどのような検討状況でしょうか。

○（市民）市民センター館長

月曜開館についてでございますが、これについては、市長が一般質問でお答えしておりますけれども、センターの利用におきましては、土曜・日曜が非常に集中してお客さんが来るという状況になっておりまして、そのために比較的少ない月曜日につきましては、委託管理なり、それから臨時職員の休暇のために、休館ということでしております。

ただ、イベントとか、そういう開催日の関係で月曜日等がどうしても必要であれば、そういう場合につきましては、順次、私どもの方で臨機応変に対応しているところでございます。

○中島委員

横並びで市民の利用する施設ということで市民センターも大きな役割を果たしていると思うのですが、今の利用状況では開館は必要ないというふうにお考えになっているのでしょうか。

○（市民）市民センター館長

今後の対応のことなのですが、月曜日の利用状況の有無というか、この辺のところの状況を見ながら、また、月曜日やっているほかの公共施設の対応等を見ながら研究していきたいと思っております。

○中島委員

私が訪問しましたら、後ろの方のマリンホールの利用状況は9月は満杯でございました。芸術の秋ですから、い

いろいろ利用も多いかと思いますが、やはり開けば多くの方がご利用されるのではないかというふうに実感しました。今、その他の施設の動向を見てとおっしゃいますけれども、その他の施設は開く方向に、今、ご回答いただいているのですよ。市民センターの方も、すすんで利用拡大を図る方向に変更する用意があるのかどうか、その辺についてお答えいただきたかったのです。

○市民部長

本会議でもご答弁申し上げましたが、会議室は年末年始を除きまして、終年、開館しているというのはご承知かと思います。今はいわゆるマリンホールのことなのですが、やはり課長が今お答えしましたように、マリンホールも希望があれば月曜日は開館ということで柔軟に対応してございます。

ただ、今後、月曜の利用希望がどの程度あるのか、これは非常に把握が難しいのですけれども、そういったこともつかんでまいりたいと思いますし、また、月曜開館にした場合、現状の職員の体制でやっていけるのか。やっていけないといった場合、仮に委託にしてもそういった技術職員の確保が可能かどうか、また、その費用がどの程度かかるのか、そういったことも総合的に今後検討していかなければならない、このように考えてございます。

○中島委員

お話を聞いた限りでは、照明なり舞台装置なりの専門技術を持つ方々のお休みを定期的に与えるための条件がなかなか難しいというお話は聞いておりましたので、今後の対応の中でどんな工夫ができるのかという点で前向きに検討いただきたいと思います。

もう一つの問題は、市民センターの利用申込時間に対して、市民の方から苦情があります。例えば、朝9時から申し込んで、準備のために多少早く行く。あるいは10時から申し込んで、早い時間に行っても入れてくれないと言うのですね。あなた方の利用時間は決まった時間からなのだから、この時間ならだめだと言って中に入れてくれないという苦情を少なからず聞くのです。

この時間については、ほかの施設の皆さんのお話では、予約時間があっても前後の需要を見て柔軟に対応するというご意見が多かったのですけれども、事、市民センターに関しては断固入れないという風潮があるというふうに聞いているのですけれども、その点はどうでしょうか、事実は。

○（市民）市民センター館長

決して断固入れないというわけではありません。会議室は市民の皆さんにたくさん利用していただいている現実がございます。その中で、使用区分、例えば朝、昼、晩と分けますと、9時から12時、13時から17時、それから18時から22時ですか、そういう形でやっておりまして、その間の時間に、例えば清掃、机の並べかえ、ごみの処理、そういう作業をしておるものですから、そういう中でどうしてもそれぐらいの時間が必要なものですから、そういう部分で皆さんにご協力を願っているところでございます。

○中島委員

利用している方は、受付の方に、掃除も入るから待っててくださいと言われてじっと見ていたのだけれども、掃除の人は一回も入らなかった、全然利用していないのに入れてくれなかった、こういう苦情もあるのです。時間をもっと早く使いたかったら早い時間からすればいいのではないかと、こういうご意見も聞いているという話ですけれども、一般的に会議室を借りるときは、利用時間を申し込んだ二、三十分前に行って準備したいというのは普通の考えではないかと私は思うのですけれども、もう少しこの点を市民の皆さんの利用する立場になって、不都合なことがあれば別ですよ、他の方に迷惑をかけるとか、館の事情がはっきりあると。そうではないときには多少の都合をつけるというのは、考えていただいていい中身ではないでしょうか。

○（市民）市民センター館長

この件につきましては、今お話ししましたように、いろいろ前準備がございまして、そういう部分で今は入室される時間をある程度ずらしてもらっているわけなのです。

私どもとしましては、例えば全然部屋を使っていないとき、ただ、部屋を使っていなくても机を並べかえたりするということもいろいろございますので、それはそれで部屋の整理状況がつき次第、何か対応できるものがあれば、今後考えていきたいと思います。

○中島委員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。市民の皆さんからはそのように厳しいご意見がございますので、市民センターとしてもそういう意見があるということ自体は考えていただきたいという中身ですね。

体育館の問題です。

体育館の月曜開館については検討されるというお話でしたけれども、私どもは、何回か体育館の利用時間の12時から1時、それから17時から18時の、いわゆる入れかえの時間のための1時間の休憩、この問題について、もう少しこのところの時間も利用できるように検討できないかということは何度か取り上げております。他の都市の状況も含めて、午前中は1時まで、1時から始まり18時まで利用、18時から始まるというふうにやっている市もあるようですから、何とか検討してほしいということを申し入れているのですけれども、この申入れに対するご検討はどのようにされてきたのでしょうか。

○（社教）総合体育館長

利用時間についてですが、現在、委員がおっしゃるとおり、12時から13時まで、17時から18までの時間帯は、いわゆる職員の休憩時間となっております。昼間の職員の対応は、職員は2名、嘱託1名、夜は嘱託2名です。

また、この時間帯につきましては、体育器具の後片づけ及び次の時間帯に関する準備ということで、場合によっては30分以上かかるケースがございます。また、この時間帯におきまして、館内の更衣室は8カ所ございますが、それからシャワー室8カ所、これらの各部屋の忘れ物や火の始末などの点検を行ってございます。

また、小中学生のいわゆる家に帰る時間、帰宅時間が4月から9月までの間が午後6時、10月から3月までの間が午後5時となっています。そういう関係で、教育委員会といたしましては、この時間を守っていきたいというふうに考えてございます。

開館延長に当たりましては、いわゆる電気代、燃料費がそれにかかわること、それから、ほかの道内の館でやっております利用形態は、小樽の利用形態とよその市町村でやっている利用形態が若干違ってございます。これらのことから、さらに利用形態を変更していくということも今後検討していく必要があるのではないかと考えてございます。

○中島委員

利用希望の皆さんの意見は、お父さんが子供を連れて夕方遊びに行きたかったけれども、5時でだめだと言われたと。これは保護者がついている話です。それから、変則勤務の方々も結構いるのですね。昼で仕事が終わる、3時で仕事が終わって夕方に帰るまでのわずかの時間で体育館を利用したいと来た方々が、5時で終わりになる。こういうところが非常に残念だという声があるのです。こういうことにぜひこたえていただきたいなど。

これから取り上げる健康増進運動ですか、健康おたる21ですか、この問題でも、市民の皆さんの健康維持増進をどう図るかということを提案しているわけです。小樽市がやっていこうと言っているのですけれども、こういうものとかみ合う中身だと私は思うのですね。体育館とか公共施設などを積極的に開放していく、利用しやすいようにしていただくという中身、あるいは、6時まで子供たちは帰るということになっていますが、これから、来年になりましたら、土曜日や日曜日は子供たちは学校がなくなります。どこでその子供たちを受け入れるのかという施設拡大の問題、もちろん教育委員会も考えていると思いますけれども、そういうことを考えても、体育館の利用時間を拡大することは非常にプラスになってもマイナスの中身ではないと思うのですね。

そして、方法論の問題でおっしゃいましたけれども、釧路厚生年金体育館、北見市立体育センター、苫小牧市の総合体育館などは、今言ったような形で空き時間なしで運営しています。とりわけ北見と苫小牧は市の直営でやっ

ています。こういうところもあるわけですから、私は、市民の皆さんの利用にこたえるという意味では、どうやったらできるのかというその方法も含めてぜひ検討にのせてほしいと思います。

この点ではどうでしょうか。

○（社教）総合体育館長

先ほどの委員のご質問にお答えしたとおり、利用形態がまず大きく違うということです。先ほどの4市の例は、小樽の体育館の場合は、午前中、午後、夜間と、午前中は主にサークル等での専用使用でございます。午後も専用と一部の一般開放、一般開放というのはいわゆる一般の市民の方が個人料金を払って使用することです。夜間も同様なことです。直営、委託を含めまして、休憩なしでやっている館につきましては、そういう区分がないところが多うございまして、いわゆる朝の9時から夜の9時まですべて一般開放だとか、そういうセット確保に時間を要するのがない体育館の場合については、比較的時間延長が実施できるのかなというふうに考えております。

○社会教育部長

今の12時から1時と、それから5時から6時の時間帯で、館長の方からいろいろな諸準備のためと先ほど答弁させていただきましたけれども、その1時間のインターバルを持つ意味というのがございます。それは、やはり第1に施設の安全確保というところ、それから、その競技種目によってはセットカットといいますか、そういう器具をセットする、さらにその安全性を点検する、その必要な時間がひとつございます。

それで、本会議の中でも質問にご答弁しましたとおり、今、月曜開館の問題を関係部局で庁内的にそういったコンセンサスを取りながら、その開設に向けて検討してございます。その中で、この時間帯、インターバルの時間ですが、これが委員の言うような形になるのかどうか、経費の問題も一つありますけれども、私が館長から今いろいろ聞いている中では、やっぱり利用者の安全確保というところが一つございます。その辺のところは、受け付けを除きますと2人の職員でその作業をしているということがございますので、その実態を見て、月曜開館の検討等を含めて可能性がどうなのか、危険性があるのかないのか、ちょっと検討してみたいと思います。

○中島委員

体育館の大きいところではなくても、いろいろ小さいところがありますね。機械、器具を置いておいて、そこで健康増進のために利用される小さいホールとか、その他のところなどは、いろいろ準備だとか、しまったりとか、卓球するとかはないはずなのですね。そういう意味では、全館を同じように管理するというのではなくて、場所によっては簡単に利用できる場所もあると私は思うのです。そういう問題です。

それと、今おっしゃったように、受付の方法は、午前、午後、夜です。通しで使いたいといってもだめ、一回、朝に受付したら、昼にもう一回受付して払いに行く、夜にもう一回払いに行く、このシステムですね。通しで利用したいというご希望があってもだめ、一回ずつ受付しなさい、こういう形になっています。これも、方法論としては毎回毎回お金をきっちもらいたい、管理をしたい、そうおっしゃるけれども、使う側の身になったら、今日1日使いたいと言って、何で一回ごとにお金を払いに行かなければならないのか、こういうご意見があるわけです。ですから、私は使いやすいように検討をできないのかということをぜひ考慮してほしいと思うのですけれども、こういう点はいかがでしょうか。これは初めてのお話ではありません。今まで討論していただいているのです。

○（社教）総合体育館長

ただいまのご質問は2点あると思います。

いわゆる1日通しての1日券と言うのでしょうか、体育館の場合は、委員がおっしゃるとおり、各小体育室とアリーナというような種類でありまして、小体育室については、確かに午前、午後、夜間と通して使える場合もございます。ただし、アリーナにつきましては、アリーナというのはいわゆるバスケットコートが3コートというようなホールでございますから、ここについては、それぞれ午前、午後、夜間での利用時間帯によって利用種目がすべて異なっております。そうすると、利用者から、午前中で幾ら払うのだ、1日券は幾らというふうになると、逆に

いわゆる不公平が出るというような意見もございまして、正式には私どもはそういう意見を聞いてございません。

また、小体育室のみだけの時間延長ということでございますが、体育館一つを全体の館として私どもは考えてございます。その中で、一部の種目だけ時間延長して、こちらの種目だけは、例えば５時なら５時というふうに区分しますと、館として、先ほど部長が申し上げたとおり、安全管理という部分では非常に管理しづらいのかな、そういうふうに考えてございます。

○中島委員

終わりますけれども、管理しづらいということが率直に言って第１の理由ですよ。市民の皆さんにしてみれば、安全とおっしゃられましたけれども、実際にはこれらの問題で改善する余地がないのかということを検討していたきたいということは申し上げておきます。

ただ、勤労青少年ホームでは、青少年に限らず、一般開放ということで利用拡大されていると聞いています。勤労女性センターでも、定期的なお話の中で、利用状況についての意見を聞いて、交流するという機会を持っているということも聞いていますが、市民が利用するこういう場所についての意見を聞いたり、意見にこたえる掲示をしたり、そういうことがやっぱり大切なのではないかと私は思うのです。そういう意味で、市民要望を聞くだけではなく、どうやって希望にこたえましたというこの中身を知らせていくのですね。いつも怒られる話ばかりでなくて、喜ばれたということで、交流し合うということもまた重要なのではないかなというふうに思います。

教育委員会でありますので、褒めて育てるというそういう教育方針もあるわけですから、いつも苦情ばかりではなくて、どうやって喜ばれる市民のためのサービスをこんなにつくったということを各課ごとが競うような、やっぱりそうであってほしいなと思っています。

◎介護保険の問題について

次は、介護保険の問題ですけれども、10月から保険料の減免が小樽市でも実施されるということになっています。現在の段階で、この減免申込みは何件ぐらいあるのでしょうか。

○（福祉）介護保険課長

保険料の独自減免の申込みの状況でございますが、９月３日から18日までの状況でお答えさせていただきます。

この減免の関係で見えられましたのが149件、このうち、私どもの方で内容を粗々見て受領しましたのが62世帯分、被保険者数にしますと95人分、こういうことになってございます。そのほか、申請書をお持ち帰りになった方が73名、このようになってございます。

○中島委員

今回要求した資料で、平成12年の介護保険料の未納者の状況で見ますと、昨年10月で235名、11月で255名とだんだん上がっている状況ですけれども、とりわけ特徴的なのは、保険料段階の第２段階の方が断トツに多いですね。10月分だけで見ましても、第１段階が18名、第２段階119名、第３段階47名、第４段階43名、第５段階8名です。どこでもどの月を見ても変わらない状況です。

第２段階が多いということに関する理由はどのように考えられますか。

○（福祉）介護保険課長

保険料の未納者の内訳で、第２段階の人が多い、こういうようなお話でございますけれども、決算の状況で言いますと、第２段階の人が４割を占めてございます。したがって、それを反映する形で、個々の段階別の未納者の実数は、どうしてもパイが大きいと。こういったこともございまして、第２段階が実数としては大きくなっている、このように考えてございます。

○中島委員

当市の独自の減免対象者は、第１段階と第２段階とそれぞれどのぐらい見込んでいますか。

○（福祉）介護保険課長

第２回定例会のときに見込みました独自減免の対象者の率でございますけれども、生活保護者を除きました第１段階においては８割、それから、第２段階においては２割、これは予算上見込んでおるところであります。

○中島委員

低所得者対策ということで実行される独自減免になりますけれども、保険料の未納そのものを解決していく、収納率をアップしていく、そういうことを考えれば、滞納者が多い第２段階にどう減免拡大するかということがどうしても必要になってくると思うのです。

今のお話では、第２段階の対象者は２割ですね。具体的な効果が出てくるにはもう少し足りないのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）介護保険課長

私どもは今回の独自の減免を考えましたのは、保険料の納付が困難な方、そういうことで考えてございますので、予算上は第２段階の２割を見込んでございますけれども、実際に申請が上がってまいりまして、その要件にさえ合致すればそれ以上もあり得る、こういうことで考えてございます。

○中島委員

本会議で答弁いただきましたけれども、市長は、保険料を全く徴収しないというのは、保険制度の趣旨から言って好ましくないと何回か答弁されています。１号被保険者のうちで、市民税非課税の部分というのはどれぐらいいるのでしょうか、何％でお答えください。

○（福祉）介護保険課長

１号被保険者の中で市民税が非課税の方の割合でございますが、平成13年度の当初賦課の状況で申し上げますと、全体で生保の受給者の人も含めまして約76％、このようになってございます。

○中島委員

65歳以上の被保険者の76％が非課税世帯と。

市民税課にお聞きします。

市民税非課税ということの意味はどういうことでしょうか。

○（財政）市民税課長

個人市民税の非課税の要因といいますか、そういうご質問でございますが、地方税法上におきましては、みずからの生活の元手を見ることができずに、他人に扶養されている場合、または、他人の経済的援助において生活を維持している場合などで、全く担税力がない方、あるいは担税力が著しく薄弱である方につきましては、均等割、あとは所得割とも非課税ということになってございます。

○中島委員

おっしゃるとおり税を払う能力がない、著しく薄弱であるという方についてまで負担を求めることは租税政策上も適当でない、このように書かれている方が76％ということですね。このような方から保険料を徴収することは妥当だというふうにお考えかどうか、市長、どうですか。

○市長

これは、国の制度としてやっていますので、ですから、小樽だけでこういう措置をしているわけではないので、その辺はご理解願いたいと思います。その中で、低所得者のためにこうやって減免制度をつくりましたので、それはご理解願いたいと思います。

○中島委員

私は、やはり、このような非課税世帯が圧倒的に多い対象者から、わずか１万５,000円以下の年金の方から普通徴収という形で、納められない方がいても仕方がないし、この方々にどういう対処をするのかが本当に差し迫って求められていると思うのですね。

保険制度と言っても、65歳以上の方の約1割しかサービスを使っていないのです。税金みたいなものです。そういうふうに考えたときに、こういう保険料徴収が妥当かどうかということは、大きな矛盾になって今あらわれているのだと思っているのですね。

そういう点で、小樽市が独自減免を始めたことは評価しますが、それが本当に実態にふさわしい減免制度になるかどうかというあたりを、実態に即して改善していく必要があると思うのです。

もう1点、ペナルティの問題です。

現在、サービスを利用している方は、先ほどの資料で見ましても15名の方が保険料が未納の状態です。この15名の実態というのは、どういうふうになっているか。施設を利用している方は何人いるのか、どんな状況で払えていないのか、把握しているのでしょうか。

○（福祉）介護保険課長

この前に資料をお出しいたしました関係で、12年度の保険料が未納で、なおかつサービスを利用されている方は15名ございます。この中で、はっきりした資料は持ち合わせておりませんが、在宅サービス、施設サービスそれぞれ利用してございます。

それで、実際の給付制限に当たりましては、介護認定の申請の機会をとらえて、その方の未納の状況が1年以上たっているのかどうか、こういったことをもとに給付制限の事務が進むということでございますので、まだそれまでには1カ月以上納付の期間もございます。したがって、そういった中で、実際の利用状況など、どこを利用しているのかといったものも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

介護認定の変更時期に点検するということですから、その時期に保険料が未納だという実態がわかったときに、どうするのかということを考えなければならないわけですね。先ほど市長がおっしゃいましたが、低所得者対策は、サービスしきるお金がなくて、そのためにやっているのだとしたら、実態に即した対応をお願いしたいと思います。

また、この15人の方々の実情については、そのときになってからわかるというのではなくて、当面、急いで状況を把握する必要があると思うのです。どこでどんなふうにサービスを受けている方で、なぜ保険料が払われていないのかと。こういうことについては、いつごろまでに調べる予定ですか。

○（福祉）介護保険課長

給付制限の関係でございますけれども、既に保険年金課の特別徴収員あるいは職員の方を通じまして、実際にこのまま未納の状態が続けば対象者になるであろう方の名簿を差し上げまして、お互いに個々に当たりながら、給付制限に至らないように、お互いに徴収努力を進めましょうと、こういうことでやっているところでございまして、そういった納付相談の中できめ細かくして給付制限に至らないように、そういったことで進めていきたいというふうに考えています。

○中島委員

期限を切って、早い時期にこういう状況を調査してほしいと思います。

それから、利用料の問題です。

本会議の答弁では、介護サービスの利用が全国より少ない原因は、小樽の場合は施設利用が高いからと答弁されています。しかし、最近、利用者の皆さんのお話では、ようやく落ちついてきて介護保険のありがたさもわかった、もう少しサービスを利用しようと思ってデイサービスを申し込んだり、回数を増やしたり、ヘルパーさんに来てもらう時間を増やしたいと思っても、込んでいて来られないと断られている、延ばされている、こういうお話が出ているのですよ。これは、もうサービス供給体制そのものが総体的に足りなくなってきた、利用したいサービスが受けられていない、こういう状況ではないですか。この実態についていかがですか。

○（福祉）介護保険課長

サービスの、特に在宅サービスの提供の関係でございますけれども、今、委員の方からお話がありましたデイサービスは、確かに待機者も20人ほど出ておりましたが、おかげさまで、先週、新しいデイサービスセンターが30人規模ででき上がったと。そういった中で利用の増進が図られるのかなというふうに思っております。

また、ヘルパーの関係でございますけれども、確かに、事業所によってはヘルパーが集まらない、あるいはローテーション上なかなか希望に応じられない、そういった状況もあるというふうに聞いてございますけれども、全体としてはおおむね順調にいつているのかな、こういうふうに考えてございます。

○中島委員

全体として順調にいついても、具体的に、1人、2人でも、サービスを利用したいと言っても利用できない人がいるというのは、これは契約違反ですね。保険料を徴収して、サービスを受けたいのに受けられませんという話にならないです、これ。ここのところをはっきりさせてもらって、大体いいからいいということにならない話だと思ふのですよ。いかがですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

基盤整備の関係でございますけれども、介護保険制度に切りかわって、準備期間も少ないということもありまして、いろいろ保険料を算定するに当たってどのぐらいの整備率か、あるいはどのぐらいの利用状況かという形の中で、例えばデイサービスで言いますと、小樽市の場合は大体70%程度というところに対して、実際は九十数%利用をいただいているという中で、先ほど介護保険課長が言いましたとおり、今ほぼ新たなところが出ましたので100%確保できるだろうと。

それから、ホームヘルパーで言いますと、昨年のスタート前の3月で言いますと、6,576時間に対しまして、今年の3月時点で言いますと1万4,337時間ということで、2.2倍の利用をしていただいております。したがって、大幅に増えているという状況の中で、先ほど言いましたとおり、事業所においてはヘルパーさんを常時募集しているわけですが、なかなかお集まりいただけない事業所もございまして、多少そういう部分での回らない部分もあるかと思ひます。ただ、全体をまたそれぞれ照会いただきますと、十分までいっかどうかわかりませんが、大体予定どおり供給できるという状況でございますので、これからも、さらにここら辺の基盤整備に努力していきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

介護保険ができてからサービスが低下しては困る、これは原則です。でも、実際に、介護保険が始まる前のヘルパーさんは、1日来たら2時間いろいろサービスをして帰っていく。今の介護保険のサービスは大変なのです。2時間なんてとても時間がとれなくて、最初の1時間はどここのステーション、次の1時間はどここのステーション、何曜日はまた別のステーションと、張ったり切ったりでつないでようやく全体で1人の方のサービスを提供しているという実態ですよ、ご存じだと思いますけれども。

そういうサービスで、前に比べてよくなったと簡単に言えないような深刻な事態があることはやっぱりあります。そういう意味では、サービス供給体制そのものがまだまだ十分ではないということを、もっともっと責任を感じてつくっていかねばならないし、いつでもこたえられる中身にしていかねばならないのです。このことは、引き続き、実態調査をしながら、供給体制を充実させるということで努力していただきたいと思ひます。

また、言うまでもなく、特別養護老人ホームの待機状況も400人以上を超して、ちまたでは4年間はいれないというわさが飛んでいます。こういう事態では、介護保険になってからよくなったとは言えない、このことをぜひ解決課題として受け止めていただきたいと思ひます。

最後に、昨日会った67歳の女性の方が言っていました。月8万円の年金で息子と同居しているけれども、保険料が第3段階で、今まで3,000円だったのが10月から6,400円の保険料の通知が来たと。息子と一緒に暮らしている

といっても、2万円は息子に入れて、食事は自分でご飯をつくって食べている。病院に通う、バス代がかかる、どうしてこんなに保険料を払わなければならないのだろう、本当に何とかしてほしいと、切々としたお話でした。

今、お年寄りの皆さんの中で、介護保険料の問題は本当に深刻な中身として受け止められていることがありますので、小樽市独自、小樽市だけの責任ではありませんけれども、ぜひ、保険料、利用料の減免を実施していただきたいと思います。

これについてはいかがでしょうか。

○福祉部長

市長から、本会議でご答弁申し上げておりますけれども、保険料の減免につきましては、保険料納付が困難な生活保護基準以下の方の保険料負担を軽減するため、来月以降の保険料の軽減を実施することとしたばかりでありまして、現在のところ拡大は考えておりません。

それから、利用料減免ですけれども、次期保険料を引き上げる要素ともなりまして、また、保険料については、今申し上げましたような理由で10月からの特別減免を実施したばかりでありますので、利用料につきましては、今後の利用状況などの推移を見極める必要があるというふうに考えております。

以上です。

○中島委員

今、利用料の減免は保険料にはね返るとおっしゃいましたけれども、それでは、保険料が高くなるのが嫌なら、サービス利用はそこそこにしないと、こういう形になってしまうのではないのでしょうか。本来なら、高齢者の方々に保険料をとるのか利用料をとるのか、こういう選択を押しつけるのではなくて、行政が解決しなければならない問題だと思うのです。こういう点で、ぜひ、今のこの根本的な問題も含めた保険制度の改善については厳しく要求したいと思います。

◎健康おたる21策定事業について

次に、質問は保健所の方にお伺いします。

健康おたる21策定事業について、先日も佐々木（勝）議員が質問されておりましたけれども、私は内容の問題について主に質問したいと思います。

補正予算で健康おたる21策定事業ということで 375万円計上されています。主に内容のことですけれども、これは、パンフレットによりますと、超高齢化社会を迎え、病気や介護による負担が大きくなることを予測して、単に病気の早期発見や治療にとどまらず、1次予防を重視、生活の質を高める、こう書いてあるのですけれども、どういうことでしょうか。

○（保健所）保健課長

このたびの第3次の国民健康づくり対策に関してですけれども、今までは早期発見ということが主に大きなテーマで考えられていました。これだけ長寿になりますと、早期発見というだけでなく、やはり日常生活、

（発言する者あり）

○委員長

もう少し大きい声で答弁をお願いいたします。

○（保健所）保健課長

今までの第2次までは、国民の健康づくり自体が病気の早期発見・早期対応という形で持っていました。第3次は、平成12年度から始まったわけなのですけれども、長寿社会になった中で、疾病の早期発見・早期対応というよりも、もっと生活の中に踏み込んだところの日常生活の中での工夫、それから注意、そういうことを含めたところの1次として、全く生活に密着したところからスタートしなければならないだろうというふうに出てきております。それが1次予防というか、そういう観点でもって今回の第3次の国の健康づくり事業、健康日本21と関連する

ところなのですけれども、そのスタイルになっております。

○中島委員

国民が主体的に取り組む健康づくり運動、このようになっています。これは具体的にどういうことでしょうか。

○（保健所）保健課長

国民が主体的にというお話なのですけれども、今までも、それぞれ自分の生活の中で工夫はなさっていたとは思いますが、それこそ地域性もありましょうし、それから個々人の思いもあると思うのです。そういうものを尊重しながらというか、それも視点に入れながら考えていかなければならないだろうということで、そういう話になります。

○中島委員

資料を見ましたら、細かい目標を設定しているのですね。栄養だとか、運動だとか、アルコールとか、糖尿病をどれくらい減らすとかというふうに数値設定があって、全国平均と、そして、それが2010年までに幾らにするかというふうに書いてあるのですけれども、そういう目標を決めるということは、小樽の今の健康状態をどのように判断するかということが基本になっていると思うのですね。

今の小樽市民の皆さんの健康状態については、保健所はどのように把握しているのでしょうか。

○（保健所）保健課長

保健所における把握状況なのですけれども、小樽は、基本健康診査、さわやか運河健診と称しているのですけれども、これの結果だけは把握しておりますけれども、事業所、その他でやっております結果は把握できかねているところなので、その基本健診だけの結果でもって小樽市全体を評価することは、ちょっと難しいかなと思っております。

○中島委員

それでは、小樽市の市民の健康というのはトータルで把握していなかったのですか。把握する資料はない、こういうふうなことでしょうか。

○（保健所）保健課長

一部分の対象者しか把握できていなかったということです。

○中島委員

この指標でいきますと、全国的に同じような問題を取り上げてやっていくことになると思うのですけれども、このスタートラインが一致しないと目標の設定はできないというふうに考えるのです。今まである資料の中で、例えば、さわやか運河健診の中で小樽市民の健康状態がわかるだけの範囲ではどういうふうにお考えでしょうか。

○（保健所）保健課長

40歳以上の方がこの健診を受けていらっしゃいます。そして、主に後半の60代の方が多いかなと思いますけれども、男女とも年齢とともに疾病が増えていくという形は傾向としてはあります。ただし、受診している方、改めて要医療になる方というのですか、その方は4分の1くらいで、継続治療している方が4分の3という現状です。

○中島委員

それでは、4分の3は継続治療をしていると、健康状態としてはなかなか深刻な状態だというふうに考えていいですね。

○保健所長

今の保健課長の数値は正しいのですけれども、その意味です。40歳以上で何らかの慢性疾患、血圧などで通院している人というのは意外と多いのですね。しかし、日常生活はもちろん問題はない。

ですから、そういった方々も一応は要医療に区分されてきてそういう数値になっております。ですから、40歳以上で要医療というか、何らかの薬を飲んでいて、時々通院している、そういった人も含めて、全くそういった人間

を除外した異常なしというのは、これは全国にも低いということです。

○中島委員

健康運動を進める根拠はありそうですけれども、私はこの内容についてよくわからないなというところが何点かあるのですね。例えば、どういう指標があるかといいますと、自分の適正体重を維持することのできる食事量を理解している人の増加、ここを増加させるというのですね。それから、自分の今の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加、こういうことが、健康を増進させていく運動の結果、増えることを願っていると。意識的に運動を心がけている人の増加、こういう項目を見ますと、実際に運動をやっている人とか食事を改善している人とか、そういうわけではないのですが、そういうことを必要だと思う人が増えればいいという結果になるのですけれども、これは、健康になったというふうに考える中身なのかなと、ちょっとよくわからないのですが、どうでしょうか。

○保健所次長

今、中島委員がご質問になっているのは、これは、国が健康日本21ということで皆さんにいろいろPRしなければならぬということで作られた冊子だと思うのです。確かに、この中には、大きくは九つの大項目、栄養、食生活から始まりまして、中にはたばこ、アルコール、九つ目としてはがんということで、その中から細かく70項目を、国としては検討して数値、現状の把握と10年後の数値目標というのをいろいろ取り出しているわけです。

それで、一応、国としても、このとおり、各都道府県、市町村に地方計画をつくりなさいとは言っていないので、日本全国は北から南までありますので、やはりいろいろな地域の事情があると思います。そういったことから、地域としてこの中から一番大事な部分、必要でない部分というのはないのかもわかりませんが、これからの私たちの健康会議、それから策定委員会、その中でこういった中身をいろいろ議論しながら、小樽市にとって必要なものはこの中で何か、そういった議論をしながらいろいろ計画づくりを進めていきたいと。ですから、国がつくったものをそのまま全部取り入れる、そういう考えは全くございません。

○中島委員

それはいいのですけれども、設置項目について、本当にこういう項目を調査することで健康増進したと判断できる内容かどうか疑問があると私は言っているのですね。例えば、未成年者の喫煙をなくすという項目では、中学1年生が喫煙している割合は7.5%、2010年には0%にする。高校3年生は36.9%、これも0%にするという目標になっているのですけれども、こういうことをどうやって調べるのかなということも一つ大変難しいのではないかな、教育委員会などはどうするのかと思ったのです。こういう数値をよくするという自体、これは関係あるかもしれませんが、実態のデータをどう把握して、これをなくすためにどんな運動をするかと、こういうところの連動性がよくわからないというのが正直な判断なのですけれども、ご意見を聞かせてください。

○保健所長

今、次長が説明したとおりなのですけれども、これは少し意見の食い違いはあると思うのです。あくまでこの冊子の健康日本21の中身は、国のそういった委員がつくったもので、一つのひな形としてつくられているのです。確かに、この根拠は何があるかと僕も調べたのですが、余りない。大体、今の現状のデータよりも1割か2割下げた値を目標としているとか、一つのひな形ですね。

ですから、我々がこれを検討して、これは使えるとか使えないとか、それは専門委員や策定委員会で行ってもらいますけれども、健康日本21は、あくまで我々が行うというのではなく、一つの資料です。国が出された資料であって、この内部に書かれている問題は我々の責任ではなく、国の厚生労働省の方で選んだ策定委員の方が持ち込んで、方針になっているものです。

○中島委員

わかりました。

推進体制の問題も、佐々木（勝）委員が言っていましたけれども、来年度、再来年度は予算がついているのですが、ボランティアを中心として多彩な組織の中で進めていくとおっしゃられていました。これは、フォーラムをやるとかというお話をしていましたけれども、こういう国民の健康増進を、どの場所でどういうふうにやっていて、だれが責任を持つかというあたりはどうなのでしょう。

○（保健所）保健課長

15年から22年までの7年間が計画の実施期間となっていると思います。それで、健康会議、それから策定委員会の中で、どんなメニューを考えるかで違ってくると思うのですけれども、これは、だれが責任ということではなく、小樽市民全体でその責任を担っていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、情報ということで、正しい保健情報、または健康情報を流していくという意味では、小樽市とか保健所という部分、それからまた関係部署という部分があるのかなと思っております。

○中島委員

率直な感想として、本当にこの取組が国民の健康増進のための大きな役割を持つのかな、そういうふうになっていくのかなというときに、推進体制、それから内容の問題を含めて若干疑問を感じるという点があります。

この中身で非常に気になるのは、国民1人ひとりの意識的な取組による健康増進運動として、社会的な影響や行政の役割が極めて薄められている、こういうところを私はすごく感じるのです。先日の新聞ですけれども、3年連続、自殺が3万人を超して、中高年だけで6割、生活苦からという理由が増加しているという報告です。それから、昨年の人間ドッグの受診者の中で、異常なしは最低の15%、40代から50代男性に顕著に異常があると。こういう状況の中で、吹田総合病院検診センター院長のお話では、「今回の分析では、生活習慣の影響の大きさがよくわかった。特に男性は、企業の倒産、リストラなど社会環境の変化によるストレスが飲酒量の増加といった生活習慣の悪化に拍車をかけている」と。これは、人間ドッグの総括で院長さんが言っています。

こういう問題はほとんど触れられていない。倒産しようと、リストラがあろうと、どんな状況になっても個人の努力で頑張りましょうと。こういう中身に本当の健康増進活動になっていくのかなということに私は疑問を思うのですが、保健所長はどうでしょうか。

○保健所長

非常に難しくて答えづらい質問だと思うのですよ。強いて答えさせていただきますけれども、いろいろな社会的ストレスとかいろいろな因子がここに書かれたいろいろな検査に反映するという医学的根拠は全くありません。ですから、総合的に見たときに、そういういろいろなストレスが、人間を自殺に追いやるとか、いろいろな健康障害を起こすだろうということはいろいろ想定はできますけれども、個々の検査、新聞に書いてあるいろいろなコレステロールだとか血圧など、ストレスがいろいろなものに、直接、医学的に因果関係を持っているという根拠は全くないです。

しかし、それとは別に、中島委員がおっしゃったようないろいろなストレス、社会的要因が中高年者の健康を害するのではないだろうかということは僕も思いますけれども、医学的にいろいろな検査でひっかかってきたデータとそれが直接に結びついているという根拠は全くないです。ですから、その辺は非常に難しいと思います。

ですから、今回も健康おたる21とそれを結びつけるのは非常に難しいのですけれども、ただ、人間は健康的であらねばならぬというWHOの宣言がありますから、その中には精神的な心の健康もありますし、それを行政が支えなければならぬというそういう憲章もあります。そういった意味で、行政がそういう人間の健康問題に真剣に取り組んでいくという姿勢は重要と思っています。今回の健康おたる21は、そういう姿勢で我々はやっていこうと思っています。

以上です。

○中島委員

行政が力を尽くしてやっていくということについては、私たちも賛成です。私たちは21に反対の立場ではありませんけれども、この運動自体が健康づくりそのものを個人の課題にし過ぎるような、そういう傾向があるなということ意見をとして申し述べて、質問を終わります。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○小林委員

◎手宮地区の雪山の問題について

先ほど松村土木部長のやりとりを聞いていまして、改めて認識していただきたいことです。ほかの議員の関連質問ですので、通告はしておりませんが、委員長のご配慮、そしてまた、委員会の判断で、手短に1点だけ質問をさせていただきます。

先ほど土木部長として、手宮の交通記念館の除雪の山の話がありました。ご承知と思いますけれども、あそこには手宮第1分団があります。この委員会でも、分団長初め3名の分団員がいて、市民の生命と財産を守る立場で日ごろから訓練をされております。

手宮分団の詰め所がああ箇所にありまして、昨年、港湾部をお願いしまして、年中行事であります手宮第1分団と長橋の第8分団があそこで合同訓練を行いました。当日は地域の町内会長さん初め、関係者も200名近い方が来て、有事の際の防火活動の訓練を行いました。

今年、あの雪の山を見まして、関係の方が、来年はどうなるのか、場所をどのように確保するかということも、私は町内会長をしているものですから、そういう立場で相談を受けました。特にまた、あの場所は、今回、冬期間の雪捨て場として手宮地区周辺の住民、関係者の皆さん方に大変好評でありまして、ぜそあそこの雪捨て場は確保してほしいです。そして、今年の雪の解ける時期を見ますと、やっぱり6月いっぱいまで、景観とか美観上は、先ほど土木部長が困った問題だと頭を痛めているようですけれども、何とかあそこに雪捨て場を確保し、そしてまた、交通記念館ということで観光客も多く、水族館に向かう観光客を含めて、小樽市民もみんなびっくりしていました。雪の山を何とか早く除雪をするような対策というものを特にお願いしたいなと、そう思っていますけれども、いかがですか。

○土木部長

先ほどお答えしましたように、海の方で言いますと、北浜とかいろいろなところでの海上投棄という形をとっているのです。11年まではそっちの方がかなり量的に多かったのですけれども、やはり、海上交通の関係と、どうしても市民の雪にはかなりいろいろなものが入ってきていると、そんなことでの水質の汚濁の問題とか、環境面でやはり好ましくないという考え方をとっていまして、基本的には、何とか陸上で大半を処理できるようなと、そんな検討をしているのです。今までの検討の中では、やっぱり最低でも2万平米とか3万平米ないと処理ができない。残念ながら、小樽の場合ではそれが確保しにくいという中で、先ほどちょっとお答えしましたけれども、ある場所でちょっと面積を拡大してみたいなことを検討していますが、それとて余り大きくは確保できないという現状の中で、そここのところについては、当面、使わざるを得ないなと思っています。

雪割りのできるだけ早く解かす、黒い部分をとるみたいなことを含めて、また検討していきたいと思います。

○小林委員

よろしいです。

私の質問を終わります。

○前田委員

◎水道料金の収納について

代表質問の中には入っておりませんでした。水道料金の関係で、8月から水道料金の、市民にすれば使用料支払い、行政側からですと収納ですか、従来の方法から一つプラスされて支払いが可能になったと。

まず、この経緯といいますか、そういうことについてまず説明してください。

○（水道）営業課長

水道料金の未納者対策の一つでもありますけれども、料金の支払う環境ということで、皆さんにいろいろなところで納めてもらえるには、コンビニエンスストアが一番、ほかの都市でもやっております、今、小樽にもコンビニエンスストアはかなりありまして、そこで水道料金の収納を行うということです。これは、去年から決まっております、今年の8月1日から実施したところでございます。

○前田委員

この新しい方法の取扱いの店舗と言った方がいいのかな、具体的に言うとな。市内の各ストアとか道内の各ストアを押さえていますか。

○（水道）営業課長

小樽市内のコンビニエンスストアですけれども、私の方で6月時点で全部で53店舗をそろえました。サンクスが15店舗、セイコーマートが9店舗、セブンイレブンが17店舗、ローソンが1店舗、コミュニティストアが2店舗、53店舗でございます。

全道の関係はちょっと今押さえておりません。

○前田委員

市内は53店舗ですか。そうですね、大体、業界紙で見ると市内では61店舗ほどありますけれども、皆がみんな扱えるような設備といいますか、システムになっていないから、53店舗ということになるのだろーと思います。

道内では8月末ですと2,620くらいあるけれども、小樽と同じように、全部が全部取り扱えるシステムにはなっていないと思います。

それで、このシステムを立ち上げるのには大分費用はかかったのですか。費用の関係はどうですか。

○（水道）営業課長

バーコードシステムと言いまして、バーコードの中に入れなければならないものですから、この関係の経費で50万ほどかかります。それから、手数料として1件45円かかるものですから、I S D N回線で配信いただきましてデータ処理できているものですから、合わせまして80万円くらいかかっています。

○前田委員

これは、私が議員になりたてのころ、ちょっと興味があって調べたことがあるのですけれども、従来の収納方法と未納者の部分もありますね。そういう方がいて、そういう方を専門にまた集金して歩いている人もいます。それなりの経費をもってですね。こういう部分の従来の費用の部分、そういう部分を含めて、そして、今回の新しいシステムの立上げで1件当たり45円ですか、これを含めて80万くらいかかったと。この辺は、トータルでやっぱりどうなのですか。誤差というか、プラスというか、その辺の改善というのは見られるのですか。

○（水道）営業課長

水道料金の場合は37万件のうち75%を口座振替をやっているのですよ。これはただというか、無料でございます。それから、25%ですが、これは銀行の方で納めることになりまして、これはお金がかかります。その辺で、45円が一番あれなのですけれども、銀行の場合は、トータルでは若干手数料の部分がかかりますので。

○前田委員

比較してきちっと、従前と新しくなった部分とどうなのですか。逆にお金がかかるようになるのであればあれですし。

○（水道）営業課長

今、1カ月だけなものですから、これからその辺のところを、年間9,000件ぐらい移しているのですけれども、それでどうかと、わかりましたらまたご報告させていただきたいと思います。

○水道局長

ちょっと補足させていただきます。

まず、今後、コンビニでも収納できるということを考えたわけですが、これは現在の総合計画の中で、水道局としての市民サービスという部分がございます。この中で収納体制を向上する、収納システムの充実を図るというのが一つのねらいでした。

それと、私の担当でございますが、実は、お正月休みに私も出勤した際に、若い方が水道料金を納めに来ていただきました。何部か納付書を持ってきたわけです。それで、いろいろとお話を聞きましたところ、札幌に通っている方で、土・日は金融機関はやっていない、それから夜もやっていないということで、納めたくても納められないのだ、こういうお話がございました。ですから、こういう方のためにもやはりコンビニで納めてもらうのは非常にいいのではないかとということで進めた事業でございます。

今、営業課長からお話でしたが、8月は、やはり私どもの期待どおり、平日の3時以降、場合によっては夜中の12時ごろに納めてくれている方もいらっしゃるし、それから土・日に納めてくれている方が大変多いでございます。たしか六十七、八％が従来の時間では納められなかった時間でございます。

前田委員は、今、経費の面を言ってございますが、私どもは、経費の面から言えば、100％銀行の口座振替で落としていただければ一番いいと思っています。それは1件10円でございますから、経費はほとんどかかりません。今、コンビニでやりますと、1件45円ぐらいかかります。だから、経費の面で言えばそういうことでございますけれども、市民サービスの面、それから、先ほど私もお話申し上げました払いたくても払う時間がなくてやむを得ず滞納になっている方、この方には、実は2カ月たちますと滞納処分ということではがきが参ります。これは1件50円かかります。その辺をトータルに、もう少し時間をかしていただきまして、全体で従来と比べて経費の面でどうか。この辺は1年ぐらいたって分析してみなければならぬと思いますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、収納システムの向上という観点でやった事業でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○前田委員

これは、8月の水道料金の請求書です。9,000人と言ったのは、そのことを言っているのか、それとも年間のことを言っているのか。そのことと、今、部長が説明された中に入っていたのかなと思っていただければ、収納率の関係で、8月分だけ、もし出ていれば、昨年と比較してちょっと教えてほしいのです。

○（水道）営業課長

先ほど9,000件と言いましたのは、コンビニで納めるのは、9万件が納付書で収めるうちの10％が9,000件と言ったのです。それで、コンビニは、8月分1カ月分は1,097件ありまして、870万ほど先月は集まりました。

そして、金融機関の郵便局だとか銀行だとか窓口で納めている分は、去年から見ましたら今年は減っています。この分がコンビニの方に来ていると思うのですが、そういうふうに判断しております。

○前田委員

収納率というのは上がったのか下がったのか。

○（水道）営業課長

収納率は、実際に収納率といいますと、金融機関でもコンビニでも口座振替でもない方々が納めれば収納率が上がりますけれども、実際、今は1カ月なものですから、これからどういうふうに推移していくのか、ちょっとわかりません。

○前田委員

それで、皆さんもご存じのとおり、私も扱ってみました。それで、８月１日から自分の店をちょっと見ていましたけれども、よそはわかりませんが、うちでは79件、だから 1,097分の79というのかな、そういうことでね。そういうふうに数字がすぐ瞬時に出てきます。ここに全部、どこのだれさんが何ぼなのか、それは教えられませんが、そういうことですぐ出てくるのですね。これは早いもので、他都市からというのも今は８月分だけでもわかるのですか。

○（水道）営業課長

1,097件のうち小樽市内が 958件、小樽市外になりますけれども、 139件ということで、これはすぐわかります。

○前田委員

これは余り自分のところの話ばかりで申しわけありませんが、始まったばかりですから、来年の３月末であっても、まだ一回り、１回転しませんけれども、どうですか。この辺の効果というのか、期待されるものの見通しというのはどうですか。

○（水道）営業課長

今、委員がおっしゃいましたとおり、収納率の方にはね返りますと、私どもは結構だと思っているのです。実際、97%から98%の収納率なのですが、その辺のところは、納めていない方々がコンビニで納められると収納率は上がりますので、期待しているところでございます。

○前田委員

◎除雪の関係について

除雪の関係も、先ほどいろいろと質問がありました。

重複するかもしれませんが、代表質問でしておりますので、ちょっと細かいことになろうかと思いますが、お聞きしていきたいと思います。

この答弁書の中にも、先ほど公明党の方からも業者数の関係で出ておりました。ここで、答弁書によりますと、業務ごとの業者数も多くなり云々となって、先ほど少なくなるのかという話も出ておりましたし、資料の関係でも業者のお名前も出て示されております。

そんなことで、ステーションが一つ、第１から第４まであって、そのほかに砂まきだとかいろいろな作業をされる業者がおるわけです。これは多いからということですが、ステーションごとに見ていくと、これは少なくなっていくのですか、考え方としてはどうなのですか。

○土木部次長

先ほど部長の方からお答え申し上げたのは、業者数というよりも契約本数の問題なのですね。ですから、一般的に、現在、ＪＶ除雪という部分ではやってございますけれども、そのほかにいろいろな、夜に道路管理をするという意味でいろいろな契約がございます。それに、砂まきですとか融雪剤ですとかアイスクラッチャーですとか、あとは捨て場の管理、それから石狩湾新港への業務委託といいますか、新港地区の除排雪、そういったことをトータルすると、委託件数というのが39本前後ございます。

今回の地域総合除雪体制ということでいけば、この契約本数が約半分ぐらいに落ちるだろうということでございます。今日資料でお出ししました数自体は、昨年の受注業者の一覧をご提出申し上げてございますので、今回、先ほど佐野委員に申し上げたような、いわゆる25社が少なくなるとかという部分ではなくて、私どもとしては、今これからの作業の中で、いわゆる現在受注していない業者も含めて、一定の受注をしたいという希望のある業者さんも含めて、全部ご説明申し上げ、その中で、私どもが、いわゆるその業者の持っているノウハウも含めた一定の登録基準的なものを整理しまして、その中で今年のＪＶをつくる業者というものをトータルで決めてつくってもらおうと。こういう形をとりますので、ふるい落としをしようという考え方ではないということでご理解願います。

○前田委員

それで、一定の要件を備えている云々という業者への門戸を開くということなのですが、当然、従前の業者さんも一定の要件を備えている業者なのでしょう。今回、こういう答弁をされているということは、そのほかにもプラスアルファで一定の要件、条件を備えている業者が市内にもいるというふうに考えていいのですか。

○（土木）土木事業所長

今回、見直しに当たりましたは、やはり競争性であるとか透明性という部分を視野に入れて、今まで除排雪にかかわっていた業者、この方々については、当然、小樽市の指名業者であるということの中で、そういう部分では登録の資格という部分はあるというふうに考えております。そのほかにも、今までなかった部分でございますけれども、公共道路で実績のあるオペレーターのいる業者の部分、それとまた、機械を所有しているというような条件の業者についても、登録の部分での門戸を広げていこうというような考え方でおります。

○前田委員

市内に参入可能な業者というのは、当然、まだおられると思いますけれども、市内の除雪の重機械の主なものと言えば、使用する機械というと、タイヤショベルとかダンプカーのかなと思いますが、そういった市内にある車両というのかな、重機械の数というのは押さえているのですか。業者の数、そして、その所有しているショベルとかトラックとかはどうなのですか。

○（土木）土木事業所長

現在、市の方では、全体的にどれだけの業者がどういうものという部分まで細かくは把握しておりませんが、今後、業者を集めまして業務内容の説明会を開催する予定でございます、その中でそういう書式にのっとって出していただくという中でその概数が把握されてくるというふうに考えております。

それとまた、最近ではリースという部分もかなり出てきておりますので、そういう部分で参画するという業者も出てくるかなというふうには思っております。

○前田委員

それで、現在、今のものですが、これを受けた業者というのは、ショベルだとかそういうものを持っていない方でも入札に参加して受注していたのですか。それとも、その辺はどうなのですか。

○（土木）土木事業所長

今まで、除排雪にかかわる業者については、そういう特殊な機械を保有している業者がかかわっておりました。

○前田委員

特殊な機械を保有、所有している業者がかかわっているのですね。

そうしたら、下請という部分はあったのですか、なかったのですか。

○（土木）土木事業所長

下請ではなくて、その実施者が所有だとか使用する機械を持っている業者がかかわっていたということです。

○前田委員

はっきり答えてくれないのですけれども、下請があったのか、なかったのかと聞いているのです。

○（土木）土木事業所長

下請という形態はございません。

○前田委員

そうしたら、委託に何があったのですか。全部直営でやったのですか。受けていた業者に、すべてを直営でと。そうしたら、当然、今後その新しい業者の見直しの関係でそうなった場合は、下請とかそういうものはあるのですか、ないのですか。発生するのですか、発生しないのですか。

○（土木）土木事業所長

既存の業者という部分でいろいろな形態が発生するだろうということで、いろいろな部分で土木部の中で検討しておりました。その中では、下請という部分がどうだろうかという議論を實際にしたわけでございますけれども、なかなか、俗に言うとピンハネといいますか、そういう部分もあったりしますので、その辺の見極めというのが今の段階ではなかなか難しいなということもございました。今考えておりますのは、従来どおり下請という部分とはならないと。要するに、自社で機械を所有するなり、保有するなり、使用权を持つなり、そういう業者にやっていたかどうかというふうに整理をしております。

○前田委員

そうしたら、下請はないというふうにとってよろしいのですね。よろしいのですか。いいですか、いいですね。

○土木部次長

まず、基本的に、今回の体制の見直しの基本のところというのは、いわゆる受注している企業の責任というものをかなり重く思っていますから、当然、ＪＶの構成の中で、そこに業務主任がいる、副主任がいる、そういう人を出してもらうランクの部分も当然あります。そして、その中でまた地区を指定をしますから、そのときに、やっぱりその地区の中で一定のレベルの責任を持ってもらう企業と、こういうことを考えております。ですから、受けたところが下請に出して何もしないというような体制自体は、今回の見直しで想定をしている部分ではないわけです。そういうことで、今の段階での下請という部分については、内部の議論としては基本的にはしないでおこうというふうには思っております。

○前田委員

それは、思っているということで、そういうことでわかりました。

○土木部長

ちょっと補足させていただきたいのですが、先ほどの佐野委員の質問の中でお答えしている人的な部分の質の向上をしてもらわないと、縦横連携のきちとした対応というのはできないという部分があります。その部分で、道路なり除雪なり交通について地域要望なり市民要望にきちんとかたえられる、受け答えできるようなそういう人が各構成員にいないといけないということがあります。その部分で、ＪＶの中に、例えばＡ社というのがメインでＢ社がサブだとしますと、そのところからＣとＤでちょっと人的に応援してやらなければいけないみたいなケースが出てきた場合については、メインとかサブの業者の方から１人余計に出してもらおうようなことでこちらの構成員を救助するといいますか、サポートするとか、そんなことは考えられるかと思いますが、下請という形はとりたくはないと思っています。

○前田委員

下請という形はとりたくないということだから、当然、参入した各業者はみんな元請けという形になるわけですね。それで、その一体化というのかな、今、いろいろな会社の方が一つのステーションならステーション、地域を担当してくるわけですから、当然、その意思疎通というのかな、命令指揮系統というのか、管理会社なりがあって頭に立ってやると思うのですよ。その辺も、そういう意思疎通が図られる仕組みというのは、何か指導やアドバイスのことというのは当然必要だろうと思いますけれども、何かそういうことを考えているのですか。もうすぐ雪が降ってきますからね。北海道はもう初雪が降りましたし、考えているだけでは間に合わないのではないかなという気がします。その辺を具体的にお聞かせください。

○土木部次長

基本的に、このＪＶの部分については、昨年、業務主任を置くという制度も含めて、ＪＶ自体は何年か前からいろいろなところでやっていましたけれども、１から４までのＪＶ除雪という意味では、昨年から業務主任という責任体制も含めて置いてトライアルはしてございます。

それで、一定程度、そういう、何というのですか、管理会社といいますか、ＡならＡ、ＢならＢという、そうい

った業務主任なり副主任なりを置くということも含めて、説明会も含めて何度か開催させていただきますし、これからも私どもとしては開催する予定でございます。その中で、十分に、今回の総合除雪体制におけるＪＶのやるべきこと、先ほど来、部長が言っている縦横の関係、それから、小樽市民がやるべきこと、このことも明確に位置づけをしてございますから、そういった説明をして、業者と十分ディスカッションしながら進めたいと思います。今回の制度そのものは、市が全く手を引いてしまうということでは決してございませんので、その辺は、十分これからも業者とお話しをしていきたいというふうに思います。

○前田委員

それで、聞こうと思っていた文言というか、言葉が出てきましたが、業務主任というのか、業務管理者という言葉をよく聞きますけれども、当然、そういう組織というか、作業にかかわる場合は、だれか責任者のような業務管理者というのは必要なのでしょう。どうなのですか。

○（土木）土木事業所長

やはり、この共同企業体のチーフになる代表格の業者がございまして、そのほかにＪＶを構成する業者という部分が集まりまして一つのＪＶができて上がってございます。その中で、業務主任ということで、要するに取りまとめる役割という部分、これはステーションという役割になりますけれども、そのステーションというのは、やはり市内を四つに分けた地域を掌握していくというのが役割としてございます。それと、ＪＶの構成員の業者を取りまとめて連携を図っていく、そういう役割がございまして、市の中ではステーションとの連携を強めております。そして、気象情報等についてもステーションに流す。そして、ステーションは、ＪＶを構成している業者と連携を図っていただいて、それぞれ地域のパトロールをやっていただいて、除雪の出動状況などを協議しながら連携を図って効率のよい除排雪をやっていただくというような仕組みを考えております。ステーションと、構成員との役割であるとか、市との役割であるとか、この辺も、今後の業界に対する業務内容説明会の中で市の方から詳しく考え方を説明していきたいというふうに思っております。

○前田委員

それで、一つのそういうＪＶ、企業体というのですか。そういうものをつくるわけですから、今の業務主任ですか、管理者ですか、これも、たしかそれなりの法的資格というのかな、そういうものが必要だろうと思います。こういう組織をつくっていくということに対して、こういう法的な資格を有しなければならないというのか、そういう人を置かなければならないというのは、何人かいるのですか、どうなのですか。

○（土木）土木事業所長

業務主任の場合は、資格という部分で言えば、当然、除雪を経験している方、この部分がまず一つ大きな要素としてあるのかなと。そのほかに、例えば、１級土木施工管理技師であるとか、そのほか、夏場の業務で言えば主任技術者だとか現場代理人等のそういう土木的な知識がある人、そういう一定程度の条件の部分についても今整理をしているところでございます。こういう代表となる方の知識という部分もやはり大事だろうということで、今その辺の要件整理をしているところでございます。

○前田委員

それから、車両５台以上だったかな、運管というのがたしかいるかなと思いますけれども、そういう人も置かなければならないのでしょうか。どうなのですか。

○（土木）土木事業所長

運転管理者という部分は、はっきり覚えていませんけれども、企業として車両を５台以上だったと思います。そういうことで、事業所として運営をしているところには運転管理者を置きなさいということが運送事業法で定められております。その部分で言えば、今回のＪＶは当たらないのかなというふうに思いますが、やはり、そういう技術的な、運転管理者的な知識もあった人がいれば、より好ましいのかなというふうには思っております。

○前田委員

それで、先ほどの業務主任とか、今言ったそういう車両の関係の責任者とか、そういう方に対して、特別に、言葉は何ですが、教育というか、プログラムというか、カリキュラム、そういうものを組んでするということとは考えていないのですか。先ほどの部長の話では、オペレーターとか何かを全部入れて、ひっくるめたような話かなというふうに聞いていて思ったのですけれども、そういう頭に立つ責任者はいろいろなポジションがあるわけですが、そういった方をまた特別に教育するというようなことは考えていないのですか。

○（土木）土木事業所長

まず、今回、見直しに当たりまして、再度、作業マニュアルという部分を点検して、見直しに合ったような作業マニュアルを今つくってございまして、それを全業者に配布して、その部分を理解していただく。それともう一つは、接遇の部分でございまして、そういう部分を、いま一度、講習会等を開いてそれぞれ研さんしていただくという部分、今、そういう形で２本立で進めていこうというふうに考えております。

○前田委員

なぜこういう質問をしているかというと、市の職員を配置しないということですから、やはり、市の職員にかわる立場の人、権限がある方、当然、そういった方で常駐させなければならないわけですから、それでもって今こういうことを聞いたわけです。レベルを、同等ないし以上というぐらいにしていかないと、当然、市民は納得しないわけですから、そういう特別といいますか、特別な勉強会を開いてやっていかないと、同等レベルには、恐らくなかなか難しい部分が出てくるのではないかなと思います。

そういったことでクレームが来ることも予想されますけれども、そういうことがないようにしてほしいし、やはり、現場に電話がかかってきて、民間の方が電話をとるわけですから、権限というのかな、この辺は従来と比較してどうということになるのですか。同程度なのか、それ以上なのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○（土木）土木事業所長

当然、業者の役割、受託業者の範囲と市の範囲の部分はおのずと差が出てくるというふうに思いますけれども、除雪作業にかかわる苦情や要望等については、その業者が対応できるようなシステムを市の方もつくってあげて、業者に対してこういう形でやってもらいたいという部分を、先ほど言いましたマニュアル等で提示して、業者が判断できるような状況をつくると。それから、除雪計画にかかわる部分で、除雪にかかわる基本的な方針であるとか、そういう基準づくりに関する市民からの要望等については、これは市の方で対応していくというような形で、それぞれの役割を担っていきたいというふうに思っております。

○土木部長

前田委員がご指摘の部分は重大な話でして、先ほど佐野委員のご質問にもお答えしましたが、やはり、一貫除雪として砂まきから捨て場管理、除排雪全部、一貫して受けるわけですから、縦の指揮系統の権限関係がしっかりしていなければいけません。ですから、ステーションの業務主任が構成員に対して、協議で上がったやつについて一定の命令指揮をするという権限を与えなければやっていけないということで、それはそういう形をとります。

それから、受託要件の部分で言いますと、これも先ほどお答えしましたが、やはり、道路なり交通なりについてのきちんとした基礎知識を持っている人、併せて、除雪についての知識も持っていて、言ってみれば技術的なことの指導もできる人、さらには、先ほど言いました市民と行政とは、除雪についてのどういう役割分担が適正なのかという、そここのところもきちんとした情報知識を持っていなければいけないということです。私どもが考えているのは、そういう業務担当者を、主任も含めて皆さんを集めて、うちの除雪についての考え方、もっと言いますと、道路構造令で言っている雪の堆雪スペースとは何ぞやとか、そういうことも含めた勉強会をやるなど、担当している技術職員の能力を高めていただくということもやろうと。併せて、オペレーターの人たちも、これもまた別なグループとして集めた中で、作業のやり方なり、これは道路によっていろいろな条件が違うわけですから、そのことな

り、市民に対して無責任なことを言わないとか、きちんとした言葉遣いをするとか、そんなことを含めてやる中で、市の職員にかかわって受けてやるのですと、そんな意識の中で知識もきちんと伝えていこう、そう思っています。

○前田委員

時間も時間ですから、終わりますけれども、やはり今の部分を市民が一番心配しているわけですよ。従来とどうなるのかなと、逆に雑になるようであれば、これはまた大変だと。今まで以上によくなるのだということですから、我々も協力させてもらうし、そうでなければ、またこれも大変だなと思います。

それと、要望になりますけれども、コンビニの方にも協力を依頼したいというような答弁がありました。そういつたことで、いろいろなコンビニでも各チェーンがありまして、作業形態と言うのかな、その時間は恐らく深夜になってくるのだろーうと思いますけれども、深夜になると実はいろいろと忙しい仕事がたくさんあるのですよ。日中は大体は販売業務が主なのですから、深夜は、朝の７時ないし８時に出てくる方に対して事前にやっておかなければならないことがいろいろたくさんあります。お客さんは余り来ないかもしれませんが、やることがたくさんありまして、各種チェーンでいろいろと違うかと思いますが、大体似たようなことでないかなと思います。

そういったことで、この辺も配慮していただきまして、よく調査をしていただいて、個店、個店で事情が違うと思いますので、よく配慮をしていただきて協力をいただいた方がよろしいかなと思います。そういうことで、お願いします。ちょっと答弁というか、部長から何かありますれば。

○土木部次長

コンビニへの協力の関係につきましては、私どもの方としては、すべて先ほど来お話があった五十数件の店全部に一律にお願いするというのではなくて、ステーションと地域的に把握しなければならないというような地区のコンビニに、個別に一件一件、お願いをしたいところについては個別にお話し合いをしたいと思って今考えてございます。そういった意味で、今、前田委員がおっしゃったような話し合いもしながらご協力をお願いするというようなことで進めたいと思っております。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後５時32分

再開 午後６時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

中島委員より、別紙お手元に配布のとおり、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○中島委員

提案説明をさせていただきます。

日本共産党を代表して、議案第１号に対する修正案を提案します。

修正案は、介護保険の１号被保険者の低所得者対策として保険料、利用料の軽減を図るものです。財源は、減債基金への繰入額と、不足分は減債基金をさらに取り崩して対応します。

10月からは、介護保険料満額徴収となり、現在の２倍になります。市の保険料減免施策が当月から実施され、対象者は現在額と同額になります。

しかし、現在の保険料でも滞納が発生しているのですから、収入が少なくて払えない人を救済するため、第３段

階までの保険料と利用料の減免を提案するものです。

各会派の皆さんの賛成をお願いして、提案説明とします。

○委員長

これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

○中島委員

賛成討論をします。

日本共産党を代表して、修正案に賛成の討論です。

修正案の内容は、介護保険の１号被保険者の介護保険料、利用料ともに、第１段階は10分の10、第２段階は10分の５、第３段階は10分の３を減額・免除するものです。

介護保険は、市町村ごとに実施するとはいえ、国の制度であり、保険料、利用料を払えない低所得者対策の一番の責任は国にあります。

ところが、政府は、市町村に保険料減免の動きが広がると、これに圧力をかけています。介護保険法が市町村で保険料の減免ができると定めているのに、保険料をゼロにするのは不相当と認める方針を打ち出しています。さらに、10月で、介護保険料徴収１年になることから、厚生労働省は、保険料滞納者への給付制限を徹底するために、自治体の担当者向けにＱ＆Ａを作成し、指導に乗り出しています。保険料を払えない低所得者向けの減免制度は拒否したまま、滞納者への締めつけを強化しようとするものです。

小樽市では、昨年10月の介護保険料滞納者は 235人です。大体、年金が月１万 5,000円未満しかない人から保険料を取ることが非情です。現役世代からは、リストラで賃金が減った上、親の介護保険料まで払うのかとの声も出ています。住民税非課税の人は、従来、在宅サービスは無料だったのですから、住民税非課税のお年寄りの保険料、利用料の減免は、国の責任で無料にするまで、小樽市として実施すべきです。

本市の減免制度は、滞納が一番多い第２段階、そして、第３段階も救済になりません。我が党の提案する非課税世帯までの対策をぜひ実施して、実のある低所得者対策とされますよう提案します。

もし修正案が否決されたときは、原案に賛成します。

修正案に皆さんの賛成をお願いして、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第１号に関する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第１号の原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第２号、第３号について、一括採決いたします。

両件とも可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言あいさつを申し上げます。

本特別委員会に付託されました案件はもとより、市政全般にわたりまして、短い時間ではありましたが、熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。

これも、前田副委員長を初め、各委員の皆様方と、市長を初め、理事者の方々のご協力のたまものと感謝いたします。

意を十分尽くしませんが、委員長としての閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

当委員会は、これをもって閉会いたします。